

# 「学校法人経営上のリスクマネジメント」

小林裕彦法律事務所

小林裕彦 弁護士



弁護士の小林裕彦と申します。今日、1時間半ほどお話をさせてもらいたいと思います。学校法人経営上のリスクマネジメントという題なんですね。実は、私、岡山県でいろいろ仕事やってるんですけども、教育関係の団体といいますか、そういうところの仕事もちょくちょくさせていただいてます。今、ご紹介のところにも書いてますけれども、岡山大学、地元の国立大学の経営協議会の委員ということで、ほとんど経営の仕事に携わっています。それから、地元の県立大学、岡山県立大学というのがあるんですけども、そこの幹事、先ほどもお話がありましたけど会長のほうから。結局、財務諸表などをチェックする。それから、いろんな業務施行が適正になされているかどうか、こういったことで幹事という仕事もさせていただいています。それから地元のいろいろな私立学校の何ヵ所か、顧問弁護士をさせていただいてまして、いろんなトラブルが起こるんですけども、そういったことに対しても対応させていただいております。それから今年度、岡山市の包括外部監査ということで、監査の仕事もやっているんですが、今年は岡山市内の小学校、中学校、保育園、幼稚園、この辺の事務事業を見させていただいてまして、岡山市、結構数が多いんですね、小学校も中学校も幼稚園も保育園も。かなりの時間忙殺されて、学校、幼稚園、保育園を今見て、いろいろ、財務処理の方法なんですね、これについていろいろ見させてもらってるところなんです。学校といいましても、最近も、ちよくちよく不祥事多いですね、どことは言いませんけれども。例えば、学校の先生が無免許で、学校の教員の免許なしで仕事していた。これぐらいやったらと言ったら悪いんですけども、何でチェックできなんだんや、いうぐらいで済むんですけども、深刻な問題もありますよね。例えばですけども、学校の先生が、教諭が、例えばですけれども、犯罪を犯してしまう。ついこの間も関東のほうであったと思います。覚醒剤やとか、あるいはわいせつ行為とかね。何でもそうなんんですけども、仕事に携わる分野での不祥事、特に学校の先生には本当に高い倫理性、求められますから、またか、まだこんなことやっとんかみたいな感じで世間からの批判を浴びるだけではなくって、その学校の風評が下がってしまう。これが一番のリスクかなという感じがしています。それ以外にもさまざまな不祥事が最近も目につきますね。事故系はやっぱり怖いですね。事故というても大阪の八尾市のような、10段ピラミッド、逆に言うたらよう10段

もやったない感じがしますけども。これも安全管理の面でどうなんかなということも言えなくもない。個人的にはちょっとぐらい、いろんなことやったほうがあえよう気もしてるんですけども、ただ事故が起こつたらもう論外になつてしまふ。あとそれから、これもちよく報道で出てますけれども、学校の金で何か豪遊したとか、海外行って遊びほうけたとか、これもやはり、私立学校のいわゆる公的な側面を考えると、大変問題なんだろうなという感じがします。話題に事欠かないですね。この間も AKB か、私あの辺がどうも誰が何やらようわからないんですけども、何か写真か何かに、学校の先生がこう抱きつくような感じで出ていたみたいなやつもあったですよね。当然、未成年ですから、これも当然犯罪になります。そういったことで、さまざまな問題がある。問題はここなんです。さっきの例えは事故の問題の場合は、事故の問題は安全管理体制。免許の問題もこれも、教育の資格の認定の体制の問題。それ以外のプライベートな面までどうやって、学校の先生が悪いことしないように持つていけるかという問題もあると思います。それから、先ほどの役員の方の海外豪遊の問題。これはまさに、組織の中での理事会のチェック体制の話なんかなという感じがします。どこの会社もあるんですね、ワンマン社長さんみたいなおられます。ワンマン社長が、むちゃすると大抵えことなりません。やっぱり理事会の本来の役割っていうのはそういう役割のはずなんですね。それからほかにもいろんな機関があります。評議委員会、それから幹事、そういったところでどんだけチェックできるんかなということにかかわってるのかなという感じもいたします。今日はその辺のことも踏まえて、学校法人経営上のリスクマネジメントということで、リスクマネジメントのさわりのお話をさせてもらいたいと思います。リスクマネジメントというのは、実は岡山の企業でもちよくちよく私、お話しすることができます。岡山のあの某企業がございます。バスとか、電車とか、百貨店とか、何とかシステムズとか、いろんなことをやつてゐる会社なんですが、関連会社が 53 ありますし、部長さんという名前のつく方が大体 120 人いらっしゃるんです。東京にももちろん会社があります。東京のタクシー会社やとか、いろんなホテルがあります。県外にも。そういうところの部長さん皆さん 120 人集めるんじゃなくつて、20 人ずつを 6 班に分けまして、総論編と各論編やるんです。朝の 10 時から 5 時までみっちりやります。だから合計、何時間やるんかようわかりませんけれども、かなりの時間、10 時間以上は 2 日間でかかりますけども、そういった研修をやることもあります。リスクマネジメントというのは、ポイントは何かといいますと、どうやってそれぞれの団体、組織が、自分の会社のリスクを認識するかというところから始まります。このリスクの認識というところが大事なんです。何か起つたらあかんとか、起つてしまつたらやばいなというんじゃ、これはもう全然経営にならないですね。経営というのはリスクの認識から始まる。日本人、ともすると、リスクを考えるんが嫌いな民族らしいんですね。悪いこと考えたら悪いこと起つてまうみたいな、そういうことを言われる方もいらっしゃいます。本当私、つくづく思います。悪いことを言うたら逆にこっちが怒られるんですよ。例えば、ある会社の経営者の方おられます。もう 60 超えでます。どう見ても毎日つき合いが多くて、いつ死ぬかわからない。よく海外出られますが、飛行機いつ落ちるかわからん。特に、フランスの辺行くやつはやばいですね。はっきり言いましてね。だから、何を言うかというと、社長、もし万が一のことがあったらあかんから、とにかく次の事業の承継の体制考えましょうやと、これ、顧問弁護士やから当然言

いますよ、これ。会社守るだけじゃないんです。会社もそうですけども、学校ももちろんそうなんですけども、単なる私の企業じゃないんです。公的な存在。従業員もおりや、取引先もおりや、地域のいろいろ人もいらっしゃる。だから、考えないといけないんだけれども、私がそのようなことを言うとすごい不機嫌なられますね、皆さん、大抵。何や、わしは死ぬ言うんかみたいな。だから、大事なことです。悪いことを考えるのを嫌がる風習というか文化があるんだけれども、経営にあたっては、悪いことから発想していくという姿勢が大事なんです。私たちの仕事、みんなそうです。弁護士の仕事のときに、会社の経営調子いいですよと、何もトラブルありませんよと、みんな円満に、清く正しくもうけて、もう困りますわなんて人は絶対来られません。絶対、トラブルの人しか来ません。顧問先の会社の方も、先生、調子がええんですわなんて絶対来ませんから。何かトラブルしか来ない。病院と一緒にです。いいですかね。トラブルが起こってからじゃ遅い。もうトラブル起こってしもうたら遅い。もっと言うたら、裁判なってしもたら負けなんです。どういうことか。仮にこちらが原告で損害賠償を起こすとっても、裁判なんて多かれ少なかれ1年、2年かかるやないですか。1年間、2年間、その請求権が棚上げになるんですよ。だから、もう、裁判に巻き込まれること自体がもう負けなんです。失敗なんです。もっと言うたら、トラブルが起こること自体が失敗なんです。示談で片づけたところで失敗なんです。どうやってそういうトラブルが起こらんように努力していくか、起らんようにするのは、ゼロにすんのは無理なんです。ゼロにするんは無理やけれども、どうやってそのトラブルの可能性を少なくしていくかということを考えていくのが大事なんです。私、実を言いましたら、もう弁護士の仕事というのは、皆さん誤解されてるかもわからんけれども、そんな弁護士ばかりですわ。裁判屋、これね、もう裁判屋、古いです。過去の遺物。今やらないけん弁護士の業務ってのは、やっぱり、企業に対しての本当の意味でのコンサルタントなんです。コンサルタント。よくリスクマネジメントいうてもコンサルタントの方いっぱいいらっしゃいます。ただこの方、見てもええこと言われてるんですよ。ええこと言われてるけど致命的な欠点があります。弱点があります。何でか、裁判経験してないから。裁判経験してなくてリスクマネジメントよう語れるないいう感じがします。怖いですね。核心知らずに周辺だけで勝負してるから。私は日頃からトラブル、裁判、これを基に、どうやったらそういうようなものがなくなりつつあるかなという、なくなるようにできるかないうことを、日々考えて仕事をする。今日はその辺の観点からお話をしたいと、このように思っています。あとは、最初からちょっと飛ばして難しいことを、小難しいこと言ってますけども、ちょっと話全然変わりますけども、私、講演がすごく多いんです、実は。もう今日で、例えば今日で2日目なんですけど、昨日と今日と明日とあさって、全部講演なんです。大体毎週2、3回どっかでいろんな講演やってます。いろんな講演するんですね。例えばなんんですけども、今日みたいにリスクマネジメントいうふうな講演もあります。そうかと思えや、かなり本業に近い講演もやります。平成26年度の会社法の改正の要点とか、最近の労働法改正の傾向と対策とかね。派遣法の改正とか踏まえてなんですけども。あるいは知的財産の話やとか、こういう本業に直結したような話もやるんですが、時々変わった講演もやらしてもらいます。さっきのご紹介ましたが、政府の地方制度調査会っていうところで地方自治の、今検討作業をやってますんで、そういう地域創成とか道州制とか、そういういた講演もすることもあります。それから、これ私のライフワーク

ですけども、やっぱり政治自治にかかわる講演もやることもあります。憲法の話とか、いろんな話をすることもあります。それから、温泉の話をすることもあります。弁護士が温泉の話言うて何考えとんって言われるかもわからんけど、これ実はオファーが多いんですよ、実は。もう道後温泉旅館協同組合から地元の老人会から、地元の人づくり大学からも、いろんなところからオファーがきまして、先週も某玉野市、某言うことないね、玉野市のライオンズクラブと、もう1個玉野渋川ライオンズクラブいうのがあるんだけど、その合同例会に呼ばれて、温泉の話をしてくれみたいな感じで。よそでいろんなことをやらしてもらっています。今日はリスクマネジメントということで、よろしくお願いいいたしますね。本当は温泉の話したいんですけども、何か顔触れ見とったら温泉のほうがええんちゃうかなとか思ってきたんですけど、これ冗談ですよ。堅い話をしたいと思います。まず一番最初に、いろいろ目次書いてますけども、総論、学校事故への対応、いじめ問題、クレームへの対応、教職員同士のトラブル、情報の管理、いくつかポイントになること抜き出しただけで、これに限られないと思いますよね。ここに書いてないけれども重要な問題はいっぱいあると思います。まず取っかかりのスタート。まずリスクマネジメントは何なんですかということなんんですけども、リスクを認識するというところからスタートをする。およそ戦争でも外交でも経営でも皆さん共通なんんですけども、どれでも共通なんですけども、われわれの裁判の戦略もそうなんんですけども、自分の立場がどこが弱いか、何が起こったら困るか、何が弱点なのか、何がまずいのかというところを認識していくいうところからがスタートかなっていう気がします。ええとこはどうでもええんですわ。起こったらやばいなというところをきっちりと踏まえて考えていく。その次に、もし万が一それが起つたとしても、どうやったら、起こったらじゃない、それをどのようにしたら可能性が少なくなるかということを考えていく。3番目は、とにかく万が一不幸が起つても、起つたとしても、どうやってその被害を最小限度にするか。リスクをゼロにすることはできません。不可能です、これは。類似の概念ということを書いてますね。いろんな類似の概念があります。例えばですけども、上に書いてるコンプライアンス。ちょっと前まではやりましたね。コンプライアンス研修みたいなもの。私、これもう全く無意味やと思います。こんなん行く必要ないですよ。なぜか言いましょうか。コンプライアンスっていうのは、法令を守る。当たり前。それからもっと言うたら、業界の慣行ルール守る。当たり前。それから社内の規定、学校の規定、守るの当たり前。それから社会から批判されない程度に、社会の常識的なことを守っていく。こんなん全部当たり前のことですわ。当たり前のこと言うとってもしようがない。もともとコンプライっていう意味が、法令順守なんて意味1個もありません。法令順守いうんやったらオブザーブでしょ。コンプライっていうのは、期待にこたえるみたいな意味なんです。期待にこたえる。どうやったら自分の会社、組織、学校は社会からの期待にこたえれるかという観点で、体制を作っていくだけのことです。こんなんコンプライなんてやる必要ないですね。意味ないですね。という感じが私はしています。個人的ですよ。もう今のもしかしたら違うかもわかりません。それから、コーポレートガバナンス。これも会社でよくいわれる言葉ですね。コーポレート、会社、ガバナンス、統治。いわゆるこれ何かといいましたら、取締役が暴走しないように、さまざまなチェック機能を設けるという感覚です。つまり役員がむちゃせんように歯止めかけるためのシステムです。いろんなことがありますよね。当然、株式会社の場合でいけば、監査役もおり

ますし、取締役会もあるし、何ていうかな、私立学校と一緒にですわ。それからもっと言いましたら、いろんな外部のチェック機関を設けるところもあります。皆さんご存じかどうかあれですけど、東芝という会社がこないだ粉飾決算でたたかれてました。規模いうか、スケールがでかいですね。5年間で2200億円超えるぐらいの利益の水増し。逆に言うたら、どうやってこんなことできるんかという感じがしますね。例えば一般の会社で、棚卸しの資産を、例えば売上金をちょっと過大に評価するとか、棚卸しの資産をようけ書くとか、負債を少なくするとか、あるいは関連会社に負債を持っていくとか、こんなことはよくやるんですよ。私も民事再生や何かしようって破産の管財人何かしあって、大抵の会社のことやってますわ。日本の会社ってのは、この辺のルールが甘いんです。私立学校はちょっと厳しいと思いますけども。東芝という会社はすごい会社として、経団連みたいなところで、副会長とかいろんな大物をいっぱい輩出されてる、超伝統的な有名な会社なんですね。ただ、あるときから、名前言うたらあれですけども、今槍玉に挙がっている西田さん、佐々木さん、田中さんっていうぐらいの方ですかね。歴代の社長さん。これがみんな仲悪かったみたいですね。皆さんライバル関係やったみたいですね。それから、皆さん株式公開されてますから、役員報酬もらうためには会社の業績が上がってないといけない。無理して会社の業績上げないといけない。東芝にしてもソニーにしても松下にしてもどこにしても、今海外の追い上げ厳しいですから。なかなか利益が上がらない。じゃあ、どうやって上げるかと、苦労されたんですね。こっからが問題なんです。チャレンジっていう名前を使うんですね。チャレンジや、チャレンジや言うて、社長も常務もみんなチャレンジ言うとったらしいです。部長も。チャレンジいうたらもっといい意味んですけど、あそこのチャレンジは不正をするチャレンジやったみたいですね。すごいですね。来週までにこんだけ利益上げ言うらしいですね。取引してないのに。でも架空の利益作るか、損失を次期に回すかしかないやんか言うて。もう前非鉛筆なめて数字を作っていたそうですね。普通やつたらそこでチェック機能が働くんですよ。いや、それおかしいでしょみたいなことが出るんだけども、何も反論というか意見が出ない会社だったらしいですね。長いこと、数年間にわたって。私、それが不思議やなどと思うんですね。それから監査法人っていう、新日本監査法人の方っていうのは、報酬何千万ももろとて、何をやつとったんでしょうね。大抵不祥事起こるいうたら新日本多いですね、最近。別に個人的な恨みがあるわけやないですけども。知り合いも多いんですけども。ぬるい監査されとったんやない感じがして、不思議でしようがないですね。それからもっと言うと、東芝っていうのは、歴代の社長自慢とったんですよ、経団連で。会社法で、委員会設置会社というのがあるんです。これ何かといいますと、指名委員会、監査委員会、報酬委員会。指名っていうのは、取締役を誰にするか。いいですか。次の取締役を誰にするかの指名を、委員会で決めるんです。その委員会っていうのは、過半数が外部の方なんです。だから私みたいなんか入って、例えばAさんとBさんが今度取締役候補やったいう場合に、これこれこういう根拠やからBさんのほうが取締役にふさわしいみたいなことを、委員会で決める会社なんです。指名委員会、監査委員会。監査も全部委員会がります、外部の人を呼んできて。それから報酬、役員報酬も全部自分らがお手盛りにならんように、報酬委員会が決めます。それ、みんな外部の方が過半数以上入ってる。自慢とったらしいんですよ。こんだけアメリカ流の最先端の経営のやり方やってますわと言うて、一生懸命自慢とった揚げ句があれなんです。大

事なことは何かといいますと、いくらええ格好をして組織作ってもあかんということなんです。頭が腐つとったら何やってもだめ。それからもっと言ったら、会社内で反論が言える体制やなかったら、何やってもだめな会社のえらいええ見本ですね。残念なことに私もびっくりしましたね。ついこないだ何日か前の新聞見とったら、会社がその歴代3人の社長と、あと役員2人追加で訴えてるんですけども、3億円って言うんですよね。常識的に、証券取引所のペナルティが確か100億円ぐらいするんじゃないですか。それから監査のやり直しとか風評被害なんか入れたら、数百万、数千億円でしょ。3億円で済むはずないんだけど、いずれ株主が訴え起こしますけどもね。そういうふうにご理解ください。コーポレートガバナンスっていうのはそういう仕組みだということですね。CSR、これどうでもええんですけども、企業の社会的責任。本当にコンプライアンスと紙一重。もうとにかく法令だけじゃなくって、ありとあらゆるこの社会の期待にこたえないといけない、これが企業の置かれてる立場。リスクマネジメントの3点セット。これ、いろんなこと言う人いますけども、これ特に業務フローみたいなものを作るいうところからがスタートかなっていう感じがしますよ。さっきの岡山の某会社なんかは、一番のリスク何ですかって聞いたら、何やって言われると思いますか。普通は交通事故とか、何か言うんかなと思ったんです。あるいは労災とか、何か言うんかなと思ったら、あるいは食中毒みたいなこと言うんかなとか、いろんなこと考えとったんですけど、一番のリスクっていうのは人材なんです。特定のラインの中心的な人がいきなり病気になってもうたら、業務が回らんというリスクなんですね。それ聞いて、あれ、不思議なこと言われるなと思ったんですね。やっぱり、でも企業によってはそういう会社もあります。すべての人に権限集中しておるみたいなことになってしまった場合のリスクがある。だから、いいですかね、人が仕事をするんじゃなくって、組織が仕事をする。特定の人が万が一があったとしても機能するようにしたとかないと、組織はこれは維持できないですよ。戦争とかでいきなり小隊長がばんと爆撃食らって、もう部隊が壊滅したりっていうのは、もう目も当てられませんね。したがって、うちの事務所どうやってるかいいましたら、これもう本当にやってますね。ありとあらゆる相談案件について、すべて依頼者、相手方、それから事件の進行程度、それからもっと言うたらポイント、リスク、争点、次に何やらなあかんか、それからもっとすごいこと書いてます。依頼者の個性。この依頼者細かい人やとか、うるさい人やとか、金に細かい人やとか、いろんなこと書いてます。もうこれ絶対人には見せれませんけども。その担当の弁護士が仮にいなくなってしまっても、何とか回るようになります。業務フロー。業務フローっていうのはそういう意味も込めてですけども、ある仕事についてどういう手順で進めていくかみたいなことでしょうね。それから業務記述書。これ、文章で書く。フローはフローチャート。最後、リスクコントロールマトリクス。これはどういうことかいいましたら、例えばいろんなリスクをこう書いていて、それが起こる可能性ですね。小、中、大、もっと細かく分けますけども、起こった場合のダメージ、これも小、中、大。これでそれぞれマトリクスで、ここのリスクはどの辺に位置するなんかみたいな表を作ります。大きな会社みんなこれやっています。私の知ってる会社でも、これやってる会社もあります。これがリスクマネジメントの3点セット。この辺を作るところからかな、というかこの辺の感性がある、この辺の感性を持つところからかなという感じがしてます。続いてリスクの洗い出し。さて、皆様方の学校においてはどんなリスクがあるでしょうか。よくわかりません、これは。

思いつくまま。学校事故なんかはありますね。事故起こったらやばいですね。ありとあらゆる意味でもやばいですね。いくら保険入ったからというても、怖いですね。教諭の方が十分見ていなかった、あれ部活動なんかで事故起こったら、こういうことでよく裁判になります。右にいって、クレーマー対策。学校というのは一番文句言いやすいとこですね。最近のクレーマーの傾向として、とにかくもう文句を言いまくって、留飲を下げて、快感、悦に浸るみたいな方が増えてます。学校とか市役所なんか一番文句言いやすいとこやと思います。それから給食費。これ、あんまり関係ないかもわからんですね。未納。ちょくちょく問題になります。それから業務の不十分な引き継ぎ。これはあり得るかもわからんですね。学校に限らずすべての業種でかかわってくるだろうと。教員の健康管理。いきなり病気とかならったら困りますね。もっと言うたら、教員がインフルエンザうつしたなんというたらわやなりますね。それからハラスメント。これもちょくちょく問題になります。教員同士のハラスメント、校長先生の教員に対するハラスメント、それから教員の生徒に対するハラスメント、いろんなハラスメントがあります。最近は気づけないけんですよね。もう説得するという行為自体がハラスメントやと言われる時代になりましたね。説得がハラスメント。モラルハラスメント。モラルの押しつけやみたいなことを言われる方もいらっしゃいます。世の中どんどん悪くなっていますね。何も言えなくなってしまいます。私の事務所の若い弁護士がしょうもない事務書面書いてきても、昔みたいに何やこれ、やり直せっていうようなこと言えなくなりましたね。ここがこう悪くてこう直したほうがいいんじゃないですかみたいなこと言わないといけない。ものすごい不自由な時代になってますね。それからメンタルヘルス。最近の若い方、ちょっとわーと言うたら、すぐうつ病になります。これも怖いですね。いじめ。もう学校でとにかく一番注意しないといけないリスクは、いじめの早期発見、把握、対応。今回の名古屋市長、立派やつたですね。あの人はパフォーマンスばっかりかいなと思ったら、なかなかすばらしいですね。やっぱりああやって、私、市長自ら重大問題は現場入っていかなあかんと思いますよ。これからの方々、組長さんは。なかなか私、感動しました、あれは。あんなんほったらかしとったらあきませんよ。自分の本当に管轄してるので、本当に重大な問題起こったら、陣頭指揮取らないと。それから情報管理。これは怖いですね。学校の場合どうですか、管理の仕方。私も、さっきも言ったように、小学校、中学校とかの監査行っていますけど、ちょくちょくありますよ。USBメモリ転がってるみたいな。えっていう世界ですよ、これ。私の世界で言うたら。USBのパソコンぶち込んだら、全部情報取れるもんじゃないですか。極論ですけども。あんなもんが転がってるいう、私、感性がわからないですね。感性が。重要な情報取られたらどうするんですか。万が一。普通は使用簿みたいなものを書いて、許可をして、それで誰かが監督をして、それからまた報告するみたいな、こんな体制取るんだろうと思うんですけども、というかそもそも論ですけども、USBは持ち込んだらあかんってことにせんといけませんね。もう常識ですけども。うちの事務所、ちなみにUSB厳禁ですからね。もう持ち込んだ段階で懲戒処分です、こんなもん。何でか。簡単に情報取れるからです。それから横にいって、道交法違反、飲酒運転。教員の先生らはどうですかね。飲酒運転みたいなことがあったら、もうむちゃくちゃなりますけどもね。大丈夫ですかね。前の晩ついつい深酒をした。次の日、通勤で車使った。タクシー会社やバス会社へのアルコールチェック、あれちゃんと測りますけども。大丈夫ですかみたい

な話です。万が一があります。労働時間の管理の不備、横領、背任。ちょっとした部活や何かのお金を何とかするいうリスクはないでしょうか。特定の先生が現金握ってるいう可能性、リスクはないでしょうか。万が一あつたら、それが3000円でも5000円でもおおごとなります。子どもや保護者から預かったお金を安易に持ち出したりしてないでしょうか。車なんかに保管してないでしょうか。現金をそもそも学校に置いてないでしょうか。もうありとあらゆるリスクあります。それから労災。これはすべての場合につきまといいます。それから教員の私生活上の非行。さっきから言うてます。覚醒剤があれば、もうわいせつがありや、むちゃくちゃです。一般の会社以上に非難されるのが学校。特に私立学校。インフルエンザ等、それから地震等の災害。支払いっていうのは事務上のことですけども、こういったミス。ちょっと思いつくままに、ぱーっとうちの若い弁護士がこれ作ってみたんですよ。これ以外にどんなことが考えられますか。もう思いつくまで結構です。いっぱいありますよね。このさっきの情報漏洩に関連するんだけれども、あるいは情報管理に関連するんだけれども、誰か悪い人が情報を取るというだけじゃなくって、今外部から入ってきますね。標的型サイバー攻撃というやつ。中国からくるらしいですね。私がかかわってるある会社で、何ヵ月か前に本当に起こりました。もうものすごいもんです。添付メール開いて、それが原因やったらしいですね。ウイルスが侵入してきて、情報をどんどん外部にばらまきまくり始めました。怖いですね。どうやっても、これ防げないですよ、これ。もう一切外部のメール、知ってるやつやないと開けたらあかんっていうことを徹底せなしうがない。間違っても添付メールは開いたらいけん。もうこれやらなしうがない。学校のメインの母体のコンピューターに、そういうなのがアクセスできるような仕組みになつてないですか。なつとしたらわやになります、これ。成績から身体的特徴から家庭状況から、さまざまな教育上のデータ、全部丸裸になつてしまったら、えらいことなりますね。同じ情報でもこういうの、センシティブ情報っていいます。ものすごいプライベートな面が強い情報です。二重、三重のチェック体制大丈夫でしょうか。それから、例えばですけど、ここに書いてませんけれども、いろんな事故が多いんじゃないですかね。例えば転倒事故みたいなものもありますよ。今学校とか百貨店とかで、やっぱりつるつる滑って子どもがけがしたいうのも、これも全部学校の管理側の責任になつてしまします。滑りやすいとこ、つまずきやすいとこ、頭打ちそなとこいうのはないでしょうか。施設で施設の関係でけがしたら、全部無過失責任です。ほぼ負けます。100%負けます。大丈夫でしょうか。それから安全対策大丈夫でしょうか。近所に不審者いないでしょうか。ナイフ持って入ってきて、わやするやつはいないでしょうか。これもこないだ福岡のほうで、スポーツクラブに刃物持ったやつが入ってきて、何人か殺しとるでしょ。ちょっと1年ぐらい前やつたんですかね。学校で起こらないっていう保障ないですよ、あれ。昔大阪の教育大附属池田小学校でもありました。あんのが果たして教訓が生かされてるでしょうか。それから、学校の管理体制として、私立ですから、当然ですけども組合がある会社もあれば、ない会社もあると思います。有効的な組合もあれば、そうじゃない組合もあるんだろうと思います。知りませんけども。もうこれを言いだすときりがありませんけども。万が一、一人ユニオンなんかに駆け込むリスクがないでしょうか。どうやってそんなものに駆け込まないように体制を作つておられるでしょうか。ほったらかしやつたら、やばいですよ。1人でも駆け込んだら増殖しますよ。表現が適切かどうか知りませんけど、増殖します。うちの

事務所、常に使用者側で団体交渉5、6件、常にやってます、ここ数年。異常ですよ、これ。異常。そんなリスクはないでしょうか。それから住民に、近隣の住民におかしな人いないでしょうか。こないだ私、ある岡山市の某保育園に行って、すごいもん見ましたね。もう保育園のすぐ園庭のすぐ脇に家が崖みたいになってまして、ちょっと高いところがあるんですよ。そこからたまにネコ落ちてくるらしいんです。本当の話です。それだけやつたら別にいいんです。落ちたで済むんですけども、うるさいんですよね。子どもがうるさいのを言うらしい。だからもう夕方になると、何かいろんな遊戯具に全部こう縄をつけて、動かんようにしないといけないとか、それだけやつたらまだいいんでしょうけども、その他もろもろのリスクはないでしょうか。最近は子どもの声が騒音やというおかしな方が増えてますんでね。もっと言うたら、近くで何か農業をされてる方の恒温器の音がうるさいとか、何か不衛生やとか、お米作ってんの不衛生や言う人まで、今現れてます。今の世の中。私こないだ一番びっくりしたのが、ある某岡山の場所ですけども、団地の中に病院作るんですよ。これ私、何で反対するんかな思てね。団地の中に病院できたら便利やないですか。何で反対するかいうたら、もう聞いてびっくりしましたよ、もうこれ。もう、日本人かいなと思いましたね。病院っていうのは人間が死ぬから不衛生って言うんですよ。真顔で言うんですよ。怖いですね、もう。もうむちゃくちゃ。いつか人間死にますから、どこで死ぬかだけの問題。近くに病院があつたら便利ちゃうんかなとか、さすがにこれはあまり言うても価値観が合わんな思てやめましたけど、あほらしいからね。それから、ほかのリスク。理事会とかはちゃんと開かれてるでしょうか。あるいは議事の進行の仕方、間違いないでしょうか。利益相反みたいなときでかかわってる人が議事に参加してないでしょうか。いろんなことを考えとかないといけないと思います。そもそも論ですけども、私立学校でガバナンス、さっき言ったようにチェックのシステムが働いてるでしょうか。今日お越しの方は校長先生ばっかりかもわかりませんけども、自分の暴走に歯止めをかけてくれる方はいらっしゃるでしょうか。うそですよ。これはあまり気にせんとってください。思いつきで言うただけです。そういったことで、ガバナンスというかリスクマネジメントを考えていただきたい。学校事故への対応。こっからが各論です。まずは何を言うかといいますと、いろんな判例あるんですね、学校事故はね。今ちょっとやってるんが、ある、これは名前言われませんけども、学校もあえていいませんけども、あるところでやっぱり事故が起こるんですけども、今進行中なんばやかして言いますけども、やっぱりその事故が起こるいうのは何か原因があるんですわ。今までの経験でいくと、必ずそうなんです。その原因っていうのは何かいうたら、やっぱり聞けば聞くほどそうなんですかれども、やっぱりヒヤリハットっていうのがあるんですよ。ヒヤリハットっていうのは、その事故にいき着くまでに何か危ないことが過去にあるんです。例えばですけども、子どもさんが、どっちかというと活発的といいますか、ある意味言うこと聞かんといいますか。それから、言いにくいけど、親がうるさいからちょっとあまり厳しくできないとか。例えばですよ。それから、あることがあって親が怒鳴り込んできたんで、ちょっと慎重にやつとったとかね。何かそういういろんなきさつが必ずあります。ほんで、それまでの間にも、何か事故起こすかもわからんっていう前兆があるんですよね。大事なのはここなんです。いいですかね。日頃教諭の先生から、やっぱりつぶさに情報を収集して、やっぱりひやりとか、はつとしたようなケースの場合は、やっぱりちゃんと管理されておられたほ

うがえんかなっていう感じがします。何回か学校の事故にかかる裁判やらしてもらった経験です。いきなり突拍子もなく、ぼんと起こるということもないことはないんですけども、大抵は、ああ、なってもうたなっていう雰囲気なんです。そのケースも、今継続中もまさにそれなんです。もういつかやるだらういう雰囲気の話なんです。そういう感覚だということを、ちょっと注意してもらいたいと思います。事故っていうのは、突拍子もなく予想外のものが起こることもあるんだけれども、大部分は起こるべくして起こるという感じです。それと、まんが悪いという、岡山ではまんというんですけども、間が悪いときに起こることが多いですね。例えばすけども、例えればですよ、これは一般論で言いますけど、保育園やったら例えれば3歳児の場合やったら、10人に1人保育士さんがいるとか、こういう必置基準っていうのがあるんですけども、だからたまたまなんすけども、そういう、それからちょっと言いにくいけど、発達障がいの方なんかおられたら、追加でちょっと配置しないといけないんですよ。でもたまたまそういうときに限って、先生が足りてなかつたりするんです。これ、本当にこれはうまいことになってます、ある意味。きっとやつったら意外に事故起こらないんです。きっと体制が取れてないときみたいなときに、何か事故は起こるけど、あるいは引き継ぎが悪いとか、何かそういうときに事故が起こる。労災なんかも全部そうです。学校事故とは、学校の内外を問わず、児童、生徒らが学校の管理下にある際に起こる事故って、当たり前のことを書いてます。学校事故によるリスク。これは事故が公表されることによる評判の低価。何度も言います。今のこの情報化社会の中で、一番やばいのがレビューションリスクです。あの学校はなんて言われたらもう終わりです。私立学校、人いません。恐らくすけど、私の想像すけども、世間で話題になったとこというのは厳しいんじゃないですかね。特に破廉恥的なことをやったような高校、中学なんかは。名前が出てします。今すぐ名前出ますよ、これ。インターネット、Twitter、2ちゃんねる、いろんなもので。何とか高校何とかやみたいなこと、結構載ってますよ、これ見たら。私たちが特定のところとビジネスでしょ。例ええばM&Aとかである会社がある会社に売るとかするでしょ。必ず買い手側の会社っていうのは何で調べるかいうたら、帝国データバンクなんかで調べないです、そんなしようもないもんで。しょうもないって、そのようなものでは調べないです。今のはちょっと不穏な発言でした。訂正させていただきます。調べんのは、SNSで調べます。どんな風評があるんかいいうことで調べます。今それぐらいです。とにかく企業は何を注意しないといけないのか、あるいは学校は何を注意しないといけないのか。逆にすけども、こういう2ちゃんねる系でおかしなことを書き込まれたら、削除を求めるといけませんよ。プロバイダー責任法とかいう法律ありますから。うちの事務所も月に2件ぐらいそんなんやってます。ということは、よっぽどあなたの顧客はそういうの書き込まれるとこ多いんかって言われるのかもわからんけども、あるんです、それが実際に。いいですかね。だからそういう書き込みに注意をしないといけない。削除を求める。それから場合によっては、場合によっては、反論するいうのも手です。昔は違うんです。昔の対応は。そんなもんに書かれてもほっといたらええっていう対応やったんです。今そんなもんでええからほっとけなんて言うとしたら、わやになりますよ。沈黙は認めたことになりますよ。いいですか。必ずすけども、おかしなことを書かれたら、無視するのも一つの考え方やけども、影響力が大きいやつはちゃんと反論する。学校もおんなじやと思います、企業と。それをせんと認めたことになります。

どこかの国の外交みたいに、言われっぱなしじゃあかんっていうことなんです。必ずその場その場できちっと、明確に根拠を持って反論する。これ一番基本ですよ、経営の。国家経営、自治体経営、一番の基本。学校経営の基本。沈黙はあかんということです。で、次。損害賠償責任を負うことになります。もう学校事故起こってもうたらレビュー下がるし、損害賠償起こされるし、それから何よりも生徒に動搖走りますよね。これも困りますね。それから教職員も何かもう嫌になりますよね、対応が。日頃から何か問題の萌芽、きっかけ、前兆みたいなものがあったら、早めに管理体制、管理の中で対応していくみたいなことが大事になってくると思います。日頃から対策を検討していかないといけない。さあ、どんな対策でやられますか、これ。これ、ある企業なんかはこんなやり方してますよ。某企業ですけど、運送業ですけども、事故が起こるでしょ。事故の基準があるんです。死亡事故という場合にはです。死亡事故が、つまり死亡事故というても運転手さんが死ぬんじゃなくって、歩行者みたいなのはねでもうたという想定です。歩行者はねて、それでそれが問題になる、社会問題になりそうだという判断を当然するわけです。極論言いますけども、子どもひいてもたら、まず社会問題になります。老人ひいたらどうかわかりませんけども、子どもは特にやばいです。それで、そのときどうするか。まず運輸局対応は誰がするか、マスコミ対応は誰がするか、当然本部長は誰がするか、社長が外行つとったらいつまでに帰ってくるか、それから被害者対応をどうするか、保険会社対応を誰が何をするか、マスコミ対応どうするか、想定問答を誰が作るか、これみんな役割決まってまして、何かあった場合にはぱっと対応できるようになります。私もそれに組み込まれてます。だから、もしかして私立学校の中で何か一番最悪のリスクを考えた場合に、そこまでの必要があるかないかというのも検討の最初にはなるんかなという感じがします。これは感性の問題ですね。どんな問題が起りそうかの認識によって変わってくるんかなっていう気がします。いいですかね。リスク対応いうのは何かそういうイメージです。例えば、判例です。何かごちゃごちゃ小さい字で書いてますね。理科の実験中の事故ということで、これは大体学校に責任が認められるに決まってるケースなんですけども、よほどのことがない限りは。ここなんです。いいですかね。今の普通の感覚なんです。学校中に事故が起ったというだけで、よほどのことない限り学校に責任があるということなんです。だから事故起さんようにどうするかということなんです。小学校での理科の授業中にガスバーナーを用いて実験が行われた。もうごちゃごちゃ書いてます。教員による説明が終わったあと、生徒らによって実験が行われたが、実験の最中にある生徒がガスバーナーの使用を誤り、その結果付近にいた女子生徒の衣類に火が燃え移った。教員は急いでこれを消し止めたが、女子生徒は顔面、首、手などに重篤なやけどを負った。やばいですね。これ、ここまで何がやばいか。女子生徒、やけど、跡が残る、後遺障がい、こういうふうな発想をするわけです、法律側。ああ、えらいことやなど。損害保険でどこまで填補されるんかなと。学校何とか共済いうのがありますよね。どこまで填補されるんかなと。折悪く、事故発生時に養護教諭が不在。こういうのが大抵重なるんですわ。もう不思議になります。事故直後の応急措置を適切に行えなかった。やけどの場合、応急措置があるのかないのかで大違い。当然、被害の拡大論になります。裁判でようつかれるとこですね。救急車を呼ばずに、あれっていう感じです。何考えとんやと。事故はとにかく救急車。この手のやつは。自家用車で病院に搬送したため、でもこれもケースバイケースでしょうね。

田舎のほうの学校で、救急車がすぐ来ん場合には自家用車もありかなという気がしますけども、そこももしかしたら争いになるかもわかりません。診断を受けるのに時間がかかってしまった。そのため、女子生徒は広範囲にわたって後遺症が残ってしまった。こんなような雰囲気ですね。今みたいに、起こるべくして事故が起こる、それから拡大します。起こるべくして拡大する。事故が起こったら慌てるんです。慌ててしまうから、日頃からの準備が要るということです。慌てた段階でもう遅いんです。いいですかね。リスクがあるうちは、とにかくリスクがあることを想定して準備するんです。今回のフランスなんかは手際よかつたんじゃないですか。あんなん日本であつたらどうなるんでしょうね。法律ないですよ、あれ。私もほんまに心配しています、これ。いや、本当どうするんでしょうね、日本で起こつたら。本件で想定されるリスク。生徒によるガスバーナーの扱いについて、事故を起さないように注意を払う等の義務に違反する。これ当たり前のことなんですけども。だから損害賠償を起こされる可能性があります。場合によっては数千万もの損害賠償義務が出てくると思いますね。それから怖いのは拡大損害で、ほかの生徒が動搖して PTSD みたいなことになる。もう学校がずっと対応に追われるんです。保護者会や何やら開いて、教員の先生も疲れますわ。もう教諭の先生なんてのは、もう目いっぱい、手いっぱいでしょう。それにもかかわらず被害者対応、保護者対応、もうぐちゃぐちゃになりますね。万が一そこで教員が仕事辞めてもうたいたら、もう本当にもう組織として成り立たない。えらいことになります。本件の問題点は、やっぱり危険な器具の扱いについて十分な説明、使用している生徒を十分に監視していたか、これが疑わしい。事故が起つてしまったら、みんなやってなかつたという認定になるということです。事故発生直後に適切な応急措置。これもできない可能性があります。救急車でなく教員の自家用車で搬送した。これも本当にどうかという問題があります。救急車もやけどの何か初期対応できるんかないう気がしますけども、もしかすると。だからそこもちょっと問題になってくるかもわかりません。できるんかどうなのか。もし仮に救急車呼んどうった場合に、より被害が少なくなったとまで言えるのかどうなのか。本件のようなリスクの対処法ということで、事故が発生してからどのように対処するかを考えていては、遅きに失します。発生してから考えたんじゃ遅いということです。当たり前ですね。何度も言います。もう発生してから遅い。事前にどうするかということを考えておく。具体的には危機管理マニュアル。作られてると思います。学校はどこでも今作ることになってますので、あるはずやと思いますけども、すべての場合に入ってるかどうか。不審者が入ってきたとき、地震、火事、こんなのはあると思いますけども、果たしてここまであるかないか、すべてカバーされてるかどうか。だからもう 1 回リスクを考えて、そのそれぞれのリスクにそれぞれ危機管理マニュアルが対応してるかどうか、実効性があるかどうか、あるいはマニュアルだけやなくて、すぐ動けるかどうか、もう 1 回考えないといけない。本件のように、養護教諭が不在の場合に事故が発生する可能性もあるため、そのような事態も想定したうえで危機管理マニュアルを作成する必要があります。

怖いのは、さっきの東芝みたいになつたらあかんよということです。東芝は本当に日本の会社でも有数の先進的な経営体制もある。取締役の指名から監査から報酬決定まで、全部外部の人が決める。どっからでもかかってこいいう体制やつたんです。だからそういう体制作ってるよ、あんたらとは違うよということで、歴代の社長ええ格好しとつたわけです。が、外部の人という

ても、全部素人ばっかりなんです。監査委員会なんてもう、会計士や弁護士なんか1人もいなかつたそうです。みんな素人、社長の知り合い。それで固めてええ格好だけしつった。大事なのはここなんです。マニュアル作るのはどこも作ってるんです。それは恐らく県のほうからそういう指導あるでしょ。私も学校見たら、結構そんなの作ってますから。私の関与先の学校見ても。問題はそれが本当に機能する体制になってるかどうかを、いまひとつチェックする必要があるんかなという気がします。続きまして、休み時間中の事故。休み時間中に体育館で、ある生徒たちがバスケットボールで遊んでいた。もう休み時間ぐらい学校の先生ももう解放されたいですけど、安全にちゃんと遊んでくれよと言いたいとこですけども、最近の子どもさん、そういうわけにいきませんわ、本当に。そうしたところ、そのすぐ近くで別の生徒たちがキッチンベースボールで遊んでいた。そうしたところ、その生徒らが誤って衝突し、一方の生徒が床に頭を強く打ちつけた。その生徒はすぐに病院に搬送されて、数針縫う大けがを負ってしまった。その学校においては、体育館で遊ぶ際のルールが作られていなかった。ここはもう読んだ瞬間わかりますね。ルールがないのでもう負けです。いいですかね。学校も勝手に放置しつたんやかと。どうやって遊ぶかについてルール決めてなかったやんか。いいですか。もうとにかく事故起こってもうたら、みんな負けやということです。そこまで言えませんけども、ちゃんとやっとったら逃げきれる可能性ありますけども。ルール作り。休み時間中の事故も責任を負う。もちろん負います。学校の管理下にある間は、学校は生徒の安全を確保する義務を負う。これ、何か裁判例にこんなこと書いてるやつ見たことがあります。学校の管理下とは、休憩時間にいる場合も含まれます。そのため、休み時間中の事故といえども、学校が責任を負うことになる可能性は高いですと。本件のようなリスクへの対処法。簡単に言うと、体育館で遊ぶ際のルールが作成されていなかった。例えば、体育館で遊ぶ際に用いることのできるボールの数を決めておくとかね。ボール遊びをする際の注意点を生徒に知らせておく。体育館で遊ぶ場合に行うことのできるボール遊びの種類を決めておく。バスケットはええけども、ほかのハンドボールはいけんよとかね。ハンドボールやるときには、ほかに誰もおらんときだけやってねとかね。そんなんような雰囲気です。学校の体制にもよるし、体育館の大きさにもよるんで、一概に何とも言えませんけれども。ほかにも見張り指導。でもここまでやると、先生方も大変でしょうね、これ。もうとにかく大変なんです、これ。実際に不可能をやれ言うのと一緒のことなんです。いいですか。不可能をやれと言われてるけれどもということです。もう1回言います。何か何とか共済とかいうのに保険に入ってまして、大部分カバーされるんだけれどもということですね。例えば入院慰謝料、入院代とか、それから後遺症の慰謝料みたいなものは出るかもわからないけども、例えば通院して学校を休んだことに伴う精神的損害みたいなもの、恐らくカバーされないんじゃないかなという気がします。だから全部が全部カバーされないところが怖いんだということです。それからもっと言うたら、損害というのはいくらでも原告側作れます、これははっきり言いまして。何か言うたら損害になります。もう事故が起こった瞬間こっち悪者、向こうは正義になってしまいます。いじめもおんなじです。もう注意はしておったけど、親がうるさかったらどうにもできひんケースありますよ、これは。それからもう本当に陰湿なやつで見えんやつもありますよ、いじめなんか。にもかかわらず、いざ起こってもうたらっていうことになります。これは本当にしんどいですよ、これは。生徒同士の決闘。生徒AとBはここ

数日、口論が絶えなかった。担当の教員は同じクラスの生徒から、今にも大きなけんかが起きそうだということを知らされていた。この瞬間に何か対応をするといつても難しいですよね。クラス変えるわけにいかんでしょうね、実際は。ただ、これはでもこれからの中、クラス変えいうことにもなるんかないう気がしますね、こんな場合は。もうむちゃくちゃですね、これ。教育上の配慮も何もあったもんやないですね。子ども同士のけんかということで、特に注意を払っていなかった。そうしたところ、ある日の放課後に、校門付近の学校帰り A と B が決闘を起こし、その結果 B は骨折するなどの大けがを負ったと。生徒同士のけんかでも責任を負います。学校の管理下、この学校の管理下いうの、裁判例ですごく使うんですね。学校の管理という言い方。学校の管理下における生徒の行動については、学校側が保護者に代わって指導監督する責任を負う。そのため、授業中におけるけんかについては、ほとんどの場合責任を負う。このように、学校の管理下において生徒同士がけんかをし、その結果生徒が大けがを負った場合には、損害賠償責任を負う責任が高い。授業中は当然。問題は放課後、どうでしょうかと。本件はけんかが起きたのが放課後、しかもその場所は校門付近の学校外の場所。放課後であるということと学校外ということから、このような場合にまで生徒を指導監督する責任が発生するとは限らないため、学校側が責任を負わない可能性もあります。当然、学校側の立場から言うたら、これは関係ないやろと言いたいとこですね。もっとも本件の場合、けんかが起きると数日前から生徒同士のいさかいが生じており、偶発的なものではなかったこと、担任の教員が同じクラスの生徒から大きなけんかが起きそうと聞いていたにもかかわらず、当該生徒から事情を聞くなどの措置を取っていなかったなどの事情があります。そのため、けんかの発生を予見することができたにもかかわらず、その発生を防止する措置を取っていなかったことから、学校側が責任を負う可能性があると考えられます。全く何も前兆、予見がなかった場合には、学校側責任ないんでしょうね。今みたいなことで、学校側の責任が引っかけられてしまうという感じです。だから、何度も言います。担任の先生にいろんな情報が入ってくるのを、担当の先生だけでとどめておくのか、もうちょっと上まで含んで一緒に情報を共有するのか、対策を一緒になって考えるのか、この違いが大きいと思います。最後に一言だけ、この辺で。学校事故が起こるというのはいろんな原因があるんだけれども、意外に先生と上のほうのコミュニケーションが弱いところほど起こるような気がします。企業でもおんなじです。コミュニケーションが弱い、何か情報が伝わらないんですよね。伝わりにくい、みんな抱え込んでしまうみたいなところがまずい。もっと言うたら、上に持っていくても、上が話を聞いてくれないみたいな感じ。あるいはそもそも上と話すんが嫌いやみたいな体制、こういうところいうのは大変リスクが高い。自分の学校がもう一度どうなのかなっていうことで検討しても、別に間違いじゃないと思います。生徒の様子に注意を払うこと。子ども同士のけんかとはいえ、大きなけがに発展すると、学校側が責任を負うことになる可能性を否定できません。そのため、日頃から生徒の様子をきちんと把握しておく。保護者とも密に連絡を取る。ただ、保護者の質が低いですね、最近。私はもうびっくりするケースがありますね。もうろくなんかいないこともあります、たまに。本当に。こう言うたら身も蓋もない。教育者の方からすると怒られるんかわかりませんけども、それぐらいひどい方も現にいらっしゃいます。言うてもわからんのに、何を言うても無理です、これは。次、いじめの問題。ここまでで終わりです。軽く聞き流して

ください。われわれ裁判やってる感覚でいくと、やっぱり世の中には言うてわかる人とわからん人がおるんかなという感じがします。言うてわかるまで努力はします。努力してもあかんものはあかんと。という感じを本当に持っています。いじめの定義というのは、文科省なんかに、文科省及びいじめ防止対策推進法、この辺で書かれてるみたいですね。児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍してる等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為。インターネットを通じて行われるものも含むであって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるということで、いじめについては当然報告義務もありますし、一番学校側から起こったら怖いですね。いじめ、自殺みたいなことなんて、マスコミ殺到しますんで、これが一番やばいということになります。慎重にも慎重を期さないといけない。絶対やっちゃいけないこと。ただ、ここに書いてるように、陰湿に心理的なものもありますね。それからインターネットでやりますから、なかなかわかりにくいですね。そのいじめられたほうがSOSを出してくれとったらしいんですけども、なかなか。いじめの件数。これはよくご存じだと思いますけど、どんどん増えています。数字が古いですね。24年度でだいぶ前ですけども、増えてます。いじめの定義の注意点ということは、これは生徒の主観を重視しますけれども、教育的観点からすると望ましい定義であるとは考えられますが、しかし学校側に安全配慮義務違反等が認められるか否かの判断は、あくまでも客観的に判断する。いじめられた生徒の主観じゃなくって、このいじめで死ぬぐらいの、あるいはいじめで心理的な被害を受ける、慰謝料の対象になるぐらいのいじめの対応なのかどうかということになると思います。裁判の世界で慰謝料とかどうこうっていうのは、その人がどう感じたかも重視されるんですけども、それよりも前に、そもそもその対応、行為が損害賠償に値するかどうかっていう客観面意外に重視した判断がなされます。もちろん両方考えるんですけども、客観面、主観面、両方考えるんだけれどもということになります。そのため、損害賠償等が問題になるケースでは、この定義に当てはまることがすぐ損害賠償になるというわけではないということに注意をしてください。ささいなけんかからいじめに発展した事例。生徒Aがある日生徒Bとけんかしていました。後日、Aが保健室に行っていました。Aから事情を聞くと、教室でふざけて、もみ合っていてけがをしたとのことでした。その後Aの私物が隠される、ホワイトボードに大きく悪口が書かれる、席が投げ捨てられる、日常的に殴る、蹴るなどの深刻ないじめに発展して、不登校になってしまったということですね。リスクはやっぱり自殺という最悪の結果、これが怖いと。他の生徒にも深い傷になります。学校の評判が、いじめが発生した学校という評判が高まりが、悪い評判ですね。そこに入学する子どもが激減する。学校側が安全配慮義務違反などによる損害賠償責任を負う。損害賠償は損害賠償なんだけれども、やっぱりそこに至る過程で、学校側が一番困るのは、やはりですけれども、対応に苦慮するんですよ。マスコミ対応、親の対応、それからもう本当に白い目で見られる対応、これで大変なことになりますよ。レビューテーションが一番怖いと何度も言うてることですね。いじめ問題は、まずとにかく事実の確認をするのが大事です。セクハラが例えば校内で起こったという場合も、そういう事実が本当にあったのかどうなのか、事実の確認作業が要ります。事実の確認っていうのは難しいですね。公正、中立に、本当に虚心坦懐にといいますか、心を何か本当に湖の湖面みたいなような雰囲気で、静かに聞いていって、自分なりに、ああ、こうですね、ああですねっ

ていう感じで聞いていかないといけないんですね。教頭先生がされるのか、学年主任がされるのか知りませんけども、いろんな聞き方いうのは難しいと思います。うまい聞き方っていうのを、ちょっとだけアドバイスしますね。もうとにかくにこにこっと笑いながら、あなたの責任追及するんじゃないんですよ、事実関係確認したいだけなんですよと言って、必ず入り口の近いとこに座っていただいて、2人1組で必ず話しますね。無理に言わされたみたいなことを言われないように。それから、必ず相手がしゃべってるうちは、相づちを入れながら話をする。そうですねみたいな感じですね。ああ、なるほど、そういうことやったんですかと。で、その次どうなったんですかみたいな感じ。相手が言うことを遮らないというのがポイントですね。人によっては、何かをしゃべったときに、あとでそれがやばいな、不利だなと思って訂正する人がいます。そのときに質問側が、いや、違うでしょ、あんたさっきそう言うたでしょみたいなことを言うのは素人です。いいですかね。とことん訂正してあげるわけです。いいですかね。その訂正する行為が、むしろ有利になるんです。訂正する行為がむしろ不自然なんです。それから、あまり長い時間は取らないということになります。録音を必ずするということが大事です。録音が大事です。無断で録音していいんですかというのをよく聞かれます。もう当然無断で録音してください。当たり前です。学校にクレーマーが電話してきます。これ、絶対録音ですよ。もうされてると思いますけども、当然。おかしな人と話すときは必ず録音です。うちの事務所、全件録音です。相手方側からの電話、相手方の弁護士からの電話、全件録音です。で、すぐに消します。必要なかったら。大事なやつは置いときます。半年置くやつと、それまでに消すやつがあります。大事なやつはずっと置きます。よろしいですかね。録音は必ず無断すること。経営の鉄則です。無断で取って何か法にふれないんですか。何にもふれません。私なんかは無断で録音したやつ、あえて裁判に出すこともあります。いまだにそれで文句言われたことがありません。まず、事実関係の確認をしてくださいと、こういうことになりますね。時間が迫ってきました。事実調査をどこまで行うか。これ、さっき大体言いましたんで、ここ読んどいてください、適当にね。捜査機関とは違いますから、よく刑事の物まねして、やったらダメですよ。あんた何言ってんだとか言って\*\*\*だめですよ、絶対にね。そんなこと言う人はいないと思いますけどね。テレビの見すぎみたいな方がたまにいらっしゃいますから、気をつけてくださいね。あんなのはテレビの世界だけですからね。実際はもっとクールに淡々と聞いていく。それで、やっぱり全体としておかしいやんかというのがもう出たら、大体そこで心証を取った覚えだけのことです。生徒の言い分が違うことがありますね。Aという生徒とBという生徒が言い分違うところがあります。これは難しいですよね。本当に言つたか言わんかなんてのはわからないですよね。それから同じ行動も、例えば無視したというふうに見れるのか、たまたま目が合わなかったのか、光の当て方によっても変わっていきます。言い方によっても変わってくると思います。もういろんなシチュエーションがあります。だから本当にこれ、言い分が食いちごうたときはちょっと慎重にやらないといけないでしょうね。何よりも、いじめを発生させないこと。予防が何よりも重要。本件のような場合、けんかをしてる段階で、けんかの当事者から事情を聞く。けががないかを確認する。いろんなことが必要になってきます。ただ、私思うんですけども、今の一般の企業なんかは、ここまで言つてるんですよ。もうお金を扱う部署なんていふるのは、監視カメラがあつて当たり前なんです。本当に。私もテレビに出

たやつしか、あるいはマスコミで報道されたもんしか絶対言えないんですよ。守秘義務がありますんでね。井原鉄道なんていう会社でちょっと前に、もう新聞出たから言えるんですけども、横領事件がありまして、もうとにかくお金扱ってる日銭商売なんですけども、全然1人の方が全部、入金、出金の管理から伝票を書く行為から帳簿をつける行為から、それから通帳の出し入れも全部やってる。1人がよ。何年もですよ。これはもう不正が起こってもおかしいんですわ。いいですかね。リスクマネジメントっていうのは、そういうのがあるかもわからんっていうところからスタートする。だったらどうするか。むちゃくちゃ簡単ですね。お金を扱う人とつける人を別にするだけでも変わります。3年ローテーションでも大丈夫です。もっと一番いいのは、監視カメラつけたらいいです。で、もう事故起こってからすぐ監視カメラをつけるようにと。第一声です、私。調査チームの。よろしいですかね。今みたいな感覚でやるんです。疑うところから始める。え、そんなんしたら信頼関係なくなるやんか。信頼関係もともとないんです。リスクマネジメントっていうのはもともとそんなもんなんです。いいですかね。日本人、信頼しそうなんです、人を。いいですか。疑って、そいつが悪いっていうんじゃないんですよ。ものごとが起こったらいけないからやるだけなんです。もう日本の外交も政府も、その辺がどうもわからってないんですよ。もう反論とか何とかで相手を非難するんじゃないんです。自分の立場を、正当性を言うだけのことなんです。自分の意見を言うのが出発点なんです。自分の立場を守るのが出発点なんです。相手を非難するんじゃないんです。自分も守るし、相手にもプラスになる。経営っていうのはそういう面もあると思います。話が要らんと言いましたね。いかに発展する前に食い止めるかっていうのが大事になってきます。いじめが起きてしまったら早期解決を図る。とにかく親御さん、保護者の方も呼んで、本人にも懇切丁寧にお話しして、本当にこっからが腕の見せどころになると思いますね。本件の場合、上から4行目、Aが保健室に運ばれた際、他の生徒や当事者からも事情聴取するとともに、養護教諭からもけがの程度や事情を聴取すべき。学校で事故が起きた、けがが起きたいたら、けがの原因を徹底的にやっぱり聞かないといけません。こんな基本中の基本。その結果、いじめであると判断できる場合には、早めに指導しないといけないということになります。深刻な段階に発展しまった場合にはどうするか、悪ふざけ、けんかの域を超えて、黒板に悪口を書くとか、もうそんなことになってしまった場合にはおおごとになります。本件でもこのような状態になっている場合には、加害生徒をむやみに傷つけないという考えも大事かもしれません、それ以上に被害生徒に取り返しのつかない事態が発生しているということを意識して、徹底的に学校で事実調査を行うということですね。加害生徒を個別に呼んで、指導をすべきやということになります。場合によっては警察に相談してください。場合によっては弁護士に相談するのもいいと思います。われわれは日頃からトラブルしかやってません。トラブルばかり、仕事の全部トラブル。だから大体聞いていただけでわかります。次、裁判なるんかどうなるんか、どの辺が落としどころなのか全部わかります、大体。見えます。だから早めに専門家に相談してもうたらええかなという気がします。クレーム。さっきも冒頭言いましたけれども、学校っていうのは一番文句言いやすいとこです。なぜか。大変優しいからです。それから頭下げてくれるからです。もう文句言うほうからしたら、快感の本当に絶頂に入れますね、これはね。よろしいですか。もうとにかく、市役所、学校、病院みたいなどとです。私、あるところの病院の顧問やってるんだけど、

こないだすけど、ひどいのありましたよ。もう聞いてくれますか、これ。もうここまで日本人あかんようなったんかなと思ったのがありました。憲法が悪い。内科医やったら間違があるやない、こう1番、2番、3番ってあるでしょ、例えばやけども。並んどっても前の人にはよ終わったら、はよ終わるやないですか、こんなん。誰でもわかる。でしょ。同じ内科でも例えば薬、いや、この薬また追加で出しときますねで終わる人もおれば、ちょっと聴診器当ててじっくり調べなあかんっていう人もおって、時間変わるに決まつるやないですか。こんな常識でしょ。と思いません？にもかかわらず、わしの前に並んどったやつが先がAに入ってしまった、おどれやそぞれやって言う人がおるんですよ。こんなんできるはずないやんかって、これ。個々の先生ごとにこれ、カルテ持って順番で処理するわけやから。何でもかんでも平等やないと気が済まんという、本当にこれもう狂うりますね、発想が。もう平等やないと気が済まないんですよ。もう何でも結果が平等やないといけないわけです。難儀しました。もう話したけど話合わないんです、私ども全くもう。もう前提が違うんです。つまり人間性が違うわけです。もう最後に言うたのは、びた一文払いませんと。もう病院来んとってくださいと。もう県でもどこでも好きなように言いに行ってくださいと。名誉棄損になつたら訴えるよと。逆に金要求するんやつたら、いくらって今ここですぐ言いなさいと。すぐそんな義務がないという裁判起こすからと。どうされるのと。言うたら、弁護士会に文句言いに行つたるわとか言って帰つていきましたけどね。その後弁護士会に行ったのかどうか知りませんけども（笑）。別に言われてもいいんですけども、そんのはどうでもいいんですけども。そういうことで、クレームっていうのは非常にもう今厳しい状態です。誠意を見せろと要求してくる事案。これも生徒Aの親が急に電話をしてきて、おたくの担任のTがうちの子どもをいじめてる。これ、ようわかりませんね。先生が子どもをいじめるということは、めったにないんですけど、恐らく指導をしてるんだろうと思いますけどね。そのことについての対応に苦慮してると、また電話がかかってきて、うちの子どもに体罰を加えたのに、おたくは何もしないのかとか言うやつですね。皆さん、読まれたんじゃないですかね。福岡県か何かで、それこそ殺人教師と言われたいという話が何か、小説があったと思いますけど、むちゃくちゃですね。何か血が混じってる、混じってないなんていうあたりは、本当に何か人種偏見、人種差別みたいなことですり替えて、マスコミがまた、言いにくいくらい朝日新聞みたいなところがもうそれに乗っかって、殺人教師キャンペーンやって、その方本当に追い込まれたいうケースがあって、裁判で完璧に責任ないということで無罪になりました。完璧やない。一部認められたのがありますけども、ほとんど勝ったのがありましたけども、ああいうふうな裁判に私を呼んでくれたら、私学校側で頑張るんですけどね。本気で頑張るんですけどね。本当にひどいもんですね、ほんま。あれ、全然小説の世界、小説やない、事実の世界なんですけども、特殊な世界やないですよ、あんなの。それに類似したのがいっぱいいます、これ。皆さん方の学校、いないですか。いや、本当に。クレーム対応の手順というと、まず相手の話を聞いてください。いくら変な人であっても、話をじっくり聞く。学校は組織として対応する。必ず、学年主任か教頭先生かどなたかが責任者になられて、その当事者と一緒に対応するということになるんだろうと思います。それから事実関係を確認するわけですね。5W1Hみたいなものを徹底的に聞く。保護者への対応方針。これもちゃんと決める、保護者への対応をする。できればこの段階で、ぜひとも弁護士を入れてほしい。絶対いい仕事

ができると思います。これはもう絶対がつきます。なぜか。結果が見えてるからです。裁判やってるからです。日頃からそんなことばっかりしとるからです。これはここがポイントですよみたいな感じです。まず、相手の話を把握します。いつ、どこで、誰がなどの5W1Hを意識し、後日に備えてメモを取ってください。こっちは絶対感情的にならいいけません。相手を感情的にならしてください。いいですかね。相手を感情的にならして、こっちは感情的になっちゃいけない。相手が何を要求してるので、謝罪なのか、金なのか、その他なのか、曖昧な回答はできません。安易に謝罪したり金銭を払うことを明言しない。当たり前のことです。とにかく、これも覚えといてください。簡単に謝るのが多すぎです。もう日本人の悪い癖。もうはっきり言います。もうこの話はこれを言いだすと長くなるんで、言いませんけれども、もう何でもかんでも謝ったらあきません。ノーはノーです。事実関係を調査のうえ、ご回答いたしますと。これだけです。本当に悪かったら、これこれこういう事実が認められたので、謝罪をいたしますと。これだけです。何にも言うことありません。総理大臣から官房長官まで根拠のないことで謝る国ですから、皆さんもそんなもんにぜひ毒されないように、学校事に毅然とした対応をしていただきたいと思いますね、本当に。あほらしいですよ。悪いのに何で謝らないかんのですか。こんなばかなことないですよ、これ。悪かったら謝るんです、逆に。いわれもないのに文句言うてくるやつ、おるんです。ちゃんと調べたうえで対応する。誠意を見せいうのは必ず出てきます。もう何でもかんでも誠意です。本件では保護者が誠意と言ってきてるだけで、具体的な要求を明らかにしていません。そのため保護者がどのような点にクレームをしてているのか、何を求めてきているのかなどを明確にする必要があります。誠意というのをよく言うてくることがあります。組織として対応をしてください。下から2行目、クレームの対応においては、まず学年主任などに報告する。その場合、とりあえずは迅速に報告することが重要です。まずは迅速に情報を共有して、さあ、これがどうするかみたいな感じで対応を考えるということになります。実際私がかかわってるというか、ある私立学校からも、こういうクレームの相談を受けたことが過去にあります。同じような対応です。私たちは早い段階では出ません。手切れになってから出る場合があります。あるいはおかしな行動に出た場合、学校に毎日来る、誠意見せんとわしは帰らんぞみたいなあほなことを言うみたいなときに、初めて登場します。警察呼んだらいいと思います。ちゅうちょなく。こんなの不退去罪といいます。いいですかね。毅然と対応する。どこまでは正当なクレームか、どこまでは単なる嫌がらせ的なやつなのかが見極めを要ります。見極めて、それで黒やったら徹底的な対応をします。いや、学校やからそんなことは、この瞬間に食いつかれます。学校も企業もこの点では絶対一緒です。あえて一緒にしないといけない。事実関係を確認してください。相手の要求を把握し、クレーム対応のチームを編成したら、次に事実関係を確認していきます。保護者への対応方針を決定してください。保護者のクレームが、上から3行目、正当なものであるならば、その問題について学校としてどのように解決していくか、どのように謝罪すべきかについて決めていきます。悪いものは悪いで、徹底的に原因を解明して、謝罪をして是正していく。これが企業のあるべき姿です。悪いものは悪い。保護者のクレームが悪質な場合には、保護者に対してどのような説明をし、どのような不当な要求を拒絶していくかを決めてことになります。保護者への対応。いつ保護者に説明をするか、どこで保護者に説明をするか、誰が対応するかなどを決めて、説明をして対

応をしていくということになります。それから、学校で大きな問題が起ったときに、よく保護者会なんかで説明することもあります。私もこの間某、名前言いませんけども、某保育園でそのようなことやったことがあります。あれですね、言いにくいんですけども、こういうちょっとしたことを捕らえてわーわー言うおかしな方が多いですね。本当に鬱憤晴らしにこの人は来とんんだろうなという感じですね。おめえらのせいどんだけわしが迷惑こうむっとんやて、別にあんた、逆にどんな迷惑こうむったの聞きたかったんやけども（笑）、わけのわからんけど、どんだけうちの子どもがこれで悩んだとおまえ思つとんだ言うて、いや、悩んだかどうか子どもさんじゃあ、聞かせてやと、ほんま。そんな問題ないんですよ。変わった方いらっしゃいますね。もう世も末ですね。もう本当もう憲法悪いですな。もう権利や人権ばっかりですね。クレームを未然に防止するために。保護者からのクレームが発生する原因としては、保護者とのコミュニケーション不足が原因となっている。これも確かにありますよ。学校の先生に落ち度があるケースもありますよ。ちょっと言いにくいけど。やっぱり見おったら、つんけんしてるとか連絡が下手、あるいは慣れてないですね。若すぎるというか。だからちょっといろんなケースがあると思います。逆に、一生懸命すぎて墓穴掘る場合もあります。さっきの福岡の殺人教師事件なんかそれですよね。一生懸命やったらしいですね、あの先生っていうのは。いろんなケースがあります。最後、時間がありません。セクハラ、パワハラも、これ簡単にいきたいと思います。ハラスメント、苦しめる、悩ませる、これも簡単ですね。パワハラ、セクハラ、アルハラ、いろんなありますね。モラハラが抜けてましたね。もうあるいはマタハラとか、いろんなハラスメントがありますね。もうハラスメントだらけです、最近ね。もう何かいうたらハラスメント。リスク。秩序が乱れる、連携がうまくいかなくなる、損害賠償、それからやっぱり評判ですね。これもみんな共通点です。パワハラというのは何でしょうか。やっぱり職務上の地位の利用なんです。やっぱり上司が部下にという、こういう行動ですね。だからここをやっぱり注意しないといけない。実は、ちょっとどことは言いませんけど、やっぱり学校でこういうパワハラの相談受けたこともあります。あるいは、ちょっと私のかかわってるところで、これで新聞沙汰になったこともあります。某大学ですけども。もうちょくちょく出でます。パワハラも増えてます。今、職場の四大トラブルいう言い方しますね。昔は残業代、それから不当解雇、それから賃金不払い、今はいじめ、パワハラが入ります。パワハラの主な対応。身体的、精神的、人間関係、いろんなことでかかわってきます。過大な要求。明日までにこれ仕上げとけよみたいな感じですよね。これも、もう言えないですよね。明日までにこれ仕上げよみたいのこと。それから過小な要求。もうあなたもう何もせんでええからと、もうじっとしていてと、これもパワハラです。私的なことに立ち入らない。何であんた結婚せんのとか、これセクハラですけどね。もうこんなこと言う人いないと思いますけど、もうとにかくそういう、結婚なんていう言葉を職場で言っちゃいけないんですね。もうはっきり言うて。それからうちの事務所は言うときますけども、女性弁護士が2人おるんですけども、弁護士がうちの事務所、私入れて8人で、事務員が5人おるんですけども、弁護士2人の女性と事務員3人女性なんですが、私はこうですよ。1メートル以内に入らないですよ、必ずもう。もう、必ずもう。ちょっと飲み会でもあえてもう、ちょっとはずれてもらいます。というのは、やっぱ酔うたらちょっと私、人間変わるところがありまして、そういう自覚しとんですよ。だから必ずもう、發

言を悪く捉えたら困るんですよ。だからもうとにかく最初から席を離してもらう。いいですか。これがリスクマネジメント、まず。この感覚なんです。何かが起こるかもわからない、起こつたらやばい、だから起こらんようにする。最初からそうしてると。この感覚ね。それから、パワハラを行った場合の責任とは、刑事責任、民事責任両方あります。パワハラを防ぐためには、職場内の体制、それから職場の雰囲気、研修。これ、ちょくちょく研修やります。私も岡山県庁でも研修やったことがあります。某振興局いうのがあるんですけど、振興局。そこでも研修やりました。もうはっきり言うけど、もうこのパワハラもセクハラもそうですし、特にセクハラがそうなんんですけど、もう本当にいつも言うことなんんですけども、ここにいらっしゃる方で、女性が氣があるなんてことを思うこと自体が、そもそも前提が違うんですけど。上司やからにこっと笑ってくれるだけなんです。上司やからお茶いれてくれるだけなんです。氣があるなんてことは絶対ないですよと。もう私これ100%ですよといつも言うんですけど、セクハラっていうのはそういうもんです。勘違いするんです。セクハラで裁判やっとたらどうわかるんです。訴えられる人っていうのは、みんなええ人なんです。品行方正、まじめ、奥さん思い、こんなええ方いらっしゃいません。すばらでええかげんな遊び人、誰一人いません。見たことない。まじめやから氣があると本気で思うんですね。もう大きな勘違い。パワハラが起きてしまってもおんなじですね。事実関係確認と処分、再発防止措置。セクハラ、もうほとんど一緒です。もう対価型とか環境型というコンサルが言うようなことは言いません。どうでもええ話です。女性の意に反したことは全部セクハラ、だから女性に近寄らない。職場の体制の整備、職場の雰囲気、研修の実施、相談窓口、もう同じことです。事実関係を確認してください。アフターファイブも気をつけてくださいね。もう特にアフターファイブで、特に職場で女性になれなれない人おった場合には、校長自ら注意してくださいね。あんた注意せよ、おええぞと。岡山弁で言わなくてもいいですけどね。大阪やったら、あかんぞと、あんた、何やつとんねんと、こう言うてくださいね。情報の管理。もう簡単にいきますね。もう個人情報。学校は個人情報だらけ。個人情報の宝庫。さっきも言いましたように、センシティブ情報。体の、いわゆる身長、体重、病歴、それから家族歴、家族構成、成績、その他生活指導上の情報。もうこんなおいしい情報ないですよ。いくらでも売れますよ、これ。1件当たり業者買ってくれます、これは。いいですか。情報管理というのは、自分ところがちゃんとやってるというんじゃダメなんです。それだけで足りないんです。悪い人が出てきて、会社の情報を取るという感覚で防止するんですよ。某岡山のベネッセコーポレーションみたいに、組織をちゃんとやつとて、間違いないというだけじゃダメなんです、あれは。悪い人が取りにくる。取りにくるものをどうやって防止するかいう観点が要ります。さっきから言っています。いかに規定作ろうがマニュアル作ろうが、何しても無意味なんです。実践的じゃないといけない。いいですか。特に情報に関しては、悪いやつが取りにくるかもわからん。学校の情報っていうのはそれだけ魅力的なんだという認識を持つところからスタートする。生体認証があります、キャビネットでちゃんと保管してますみたいな、こんな抽象的なことは、悪い人は合鍵作って開けるやないですか。そのリスクがあるんかないのか。事務室がからになることないのかどうなのか。流失の問題。今は、さっきも言いましたように標的型サイバー攻撃で、本当に外部からわざと侵入してきて抜き取られる。さあ、大丈夫でしょうか。これ、大丈夫じゃないんですよ。年金機構までやられてますからね、

日本年金機構までね。怖いです。どうやるか。とにかく職員一丸となって、おかしなメールは聞かない。流失した場合は、被害の重大性、損害賠償、評判の低下、みんな一緒です。どうやって防ぐか。これは防ぎ方とすると、個人情報の持ち出しを禁止するって、これ当たり前のことですね。こんなこと今さら言うことないですね。私用パソコンの持ち込みを禁止って、こんな当たり前すぎますよね。もうこんなことやってる会社ないと思いますけど、今頃ね。それから研修の実施。当たり前のことですけどもね。その当たり前以外のことをもっとやらないといけない。最後に、学校経営のあらゆるところでリスクはついてきます。そのリスクをゼロにすることは、残念ながら不可能なんですね。何でか。生徒がいるから。生徒、何やるかわからんから。そのリスクを把握して、その影響を最小限にする。これは何かというと、やっぱりリスクを認識して、それに沿った対策を考えるしかないんですね。一つ一つやっていくしかない。研修も大事やと思います。職員の、教職員の先生方に、いまひとつちょっとおかしな言動があった場合には、あんた、どうなんでみたいな雰囲気で、してあげることも大事かなっていう気もします。それだけでも相当違うんかなっていう気がします。どのようにリスクマネジメントを実践していくか、もう企業の大きな課題です。企業によって全部条件が違います。違うけども、私立の学校の場合は致命的になります。今日は出てこなかったんですけども、財務諸表の適正化、これも当たり前の前提の話です。学校と、例えば教職員との間で、利益相反的な取引ないでしようかみたいな、いろんなことも含めて、今もう一度ちゃんとした管理をしていただきたいと考えています。最後、時間が5分間だけあるようですので、最後、今日県外の方もたくさんいらっしゃるようで、全然関係ない話で3分だけ話しさしてもらってよろしいでしょうか。3時半まで。岡山県のおすすめ温泉。軽く聞いてください。今日皆さんどこに泊まられるんか全然知りませんけども、岡山県もなかなかいい温泉がありまして、県北というても湯原温泉。美作三湯っていうのがあります。湯原温泉っていうのがまずあります、砂湯というのがあります、開放的なダムの下で露天風呂で男女混浴で入れます。西日本でんだけ大っぴらに男女混浴で入れるところないです。ただ、残念ながら、残念ながら、本当に残念ですね。今女性皆さん、ネグリジェの失敗したみたいな着て入られますね。昔はそうじゃなかったんですけども。あれも何でかっていうと、出歯亀みたいなものが横行したらしくて、そういうふうな今ことになってます。お湯はなかなかいいと思いますね。ちょっと個性弱いですけども。それから奥津温泉、個人的にはこれがおすすめですね。旅館が今2軒ぐらいしかありません。上のほう行ったらもう1軒ありますけども。どちらもいいですね。鍵湯といいまして、お殿様が、津山藩主が鍵かけて入った温泉もありますね。岩の裂け目からじかに温泉わいてます。なかなか岡山に、岡山っていうか全国的にも、このような温泉はないと思います。温泉の一番いい温泉っていうのは何かというと、じかわきなんです。地面からじかにわいてるところに温泉があるというのがベストなんですね。その全国数少ない温泉が、何と奥津温泉にはありますね。それから最後、湯郷温泉。何か昔は結構ストリップや何やらがあって、何か歓楽的な感じやったんですけど、今きれいになってますね。しかもいいのはあそこの療養湯。療養湯っていう本当にかけ流しの温泉があります。湯郷温泉っていうのは、民間会社が源泉持ってるんですけど、本当にだからあれ民間のよさんですよね。温泉を持っておられる方が非常に温泉が好きな方で、全体の湯量の3分の1を旅館に配湯するんです。残りの3分の1を白鷺温泉会館、最後の3分

の1を小さい湯船ですね、家庭用の湯船ぐらいの、ちょっと大きいぐらいですけども、そこへ配湯してくれてまして、そのおかげでかけ流しが楽しめます。硫酸塩泉といいまして、これなかなか、ちょっと話せば長いんですけども、岡山の温泉には非常に珍しい温泉で、薄渦りでちょっと卵臭がして、本当に泡がつきますね。岡山の温泉っぽくない、大変いい温泉。それ以外にあと真賀温泉、真賀温泉って湯原温泉の手前にあります。これも古くからのよき、何ていうかな、湯治場的な雰囲気で、これは、これ混浴があります。幕湯という混浴がありまして、大抵行くと、誰か女性が入っておられます。年配の女性が入っておられます、よくね。それから最後が桃太郎温泉。これはこっからバス乗って20分ぐらいでいきます。大変いい温泉ですね。1500メートル掘った割にはいい温泉です。大抵ああいう掘削して出てきた温泉っていうの、しょうもないのが多いんですよ。ワインでいうたら熟成されてない。中途半端な温泉が多い。けれども、意外にいい温泉だということで、私の話を終わらせていただきたいと思います。皆様どうも、ご清聴ありがとうございました。

会場（拍手）

# 学校法人経営上のリスクマネジメント

小林裕彦法律事務所

弁護士 小林 裕彦 先生

## 略歴

昭和35年、大阪市に生まれる。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省入省。平成4年に岡山弁護士会登録。平成16年度、平成21年度、平成25年度、平成27年度には、岡山市包括外部監査人を務め、平成17年度には岡山弁護士会副会長に就任。また、平成23年からは、岡山大学経営協議会委員、岡山県立大学監事、政府地方制度調査会なども務める。

現在7人の勤務弁護士とともに、会社顧問業務、企業法務、行政関係業務、事業再生、事業承継、M&A等の業務を取り扱っている。

また、これまで、OHKの「エブリのうち」、RSKの「イブニングDONDON」等のテレビ出演、平成25年5月からはRSKラジオで「敷居の低い法律相談所」に出演するなど、さまざまなメディアに出演している。他にも、「岡山産業情報」、「岡山県商工会連合会会報」、「岡山建設業協会会報」、「岡山行政書士会会報」など協会雑誌への寄稿など幅広い活動を行っている。

# 学校法人経営上のリスクマネジメント

平成27年11月19日(木)  
〒700-0817 岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
小林裕彦法律事務所所長 小林裕彦  
TEL:086-225-0091 FAX:086-225-0092

## 1 総論

### 目次

- 1 総論
- 2 学校事故への対応
- 3 いじめ問題
- 4 クレームへの対応
- 5 教職員同士のトラブル パワハラ・セクハラを中心に
- 6 情報の管理

### リスクマネジメントとは

- ① リスクを認識すること
- ② リスク発生の可能性をできる限り減少させること
- ③ リスク発生の際に、被害を最小化させること

### リスクマネジメントと類似の概念

- ① コンプライアンス  
法律のみならず、一般社会で期待される常識などを遵守すること。
- ② コーポレート・ガバナンス  
企業経営を規律するための仕組みであり、経営陣の監督を行う仕組み等のこと。
- ③ CSR(Corporate Social Responsibility)  
「企業の社会的責任」と呼ばれ、企業の持続的発展を通じて社会の発展に寄与すること。

### リスクの洗い出し

- どのようなリスクがあるかを洗い出してみることが重要です。  
例えば、次のようなリスクが考えられます。
- |               |             |          |
|---------------|-------------|----------|
| ・学校事故         | ・クレーマー対策    | ・給食費等の未納 |
| ・業務の不十分な引継ぎ   | ・職員の健康管理    | ・ハラスメント  |
| ・メンタルヘルス      | ・いじめ        | ・情報管理    |
| ・道交法違反(飲酒運転等) | ・労働時間管理の不備  | ・横領、背任   |
| ・労災           | ・教員の私生活上の非行 | ・食中毒     |
| ・インフルエンザ等     | ・地震等の災害     | ・支払いミス   |

### リスクマネジメントの3点セット

- ① 業務フロー  
おおむね、大分類、中分類、小分類の3段階程度に区分し、業務の始点から終点までの流れを図示したもの。
- ② 業務記述書  
業務フローの内容を文書化したもの。より詳細な業務手順を記載することによって業務の「見える化」を実現する。同時に、業務マニュアルにもなり、これさえ見れば担当者が急な欠席をしたとしてもある程度は対処可能になるもの。
- ③ RCM(リスクコントロールマトリクス)  
業務ごとに発生するリスク、リスクの影響、対処法について一覧表にしたもの。

## 2 学校事故への対応

### 学校事故とは？

学校の内外を問わず、児童・生徒らが学校の管理下にある際に生じる事故

### (1) 理科の実験中の事故

小学校での理科の授業中に、ガスバーナーを用いて実験が行われた。教員による説明が終わった後、生徒らによって実験が行われたが、実験の最中にある生徒がガスバーナーの使用を誤り、その結果、付近にいた女子生徒の衣類に火が燃え移った。教員は、急いでこれを消し止めたが、女子生徒は、顔面、首、手等に重篤な火傷を負った。

折悪く、事故発生時に看護教諭が不在であり、事故直後の応急措置を適切に行えなかったほか、救急車を呼びずに自家用車で病院に搬送したため、診断を受けるのに時間がかかりました。そのため、女子生徒は、広範囲にわたって後遺症が残ってしまった。

3

### 学校事故によるリスク

- ・事故が公表されることによる評判の低下(レビューションリスク)
- ・損害賠償責任を負うこととなるリスク
- ・教職員及び生徒に動搖が生じることとなる教育上のリスク

➡ 日頃から対策を検討しておく必要が高い！

9

### 本件で想定されるリスク

- ・生徒によるガスバーナーの扱いについて、事故を起こさないように注意を払う等の義務に違反している。  
➡ 損害賠償義務を負うこと可能性。  
場合によっては、数千万円もの損害賠償義務も！  
・同じクラスの生徒が動搖し、場合によってはPTSDを発症する子供が出てくる可能性もある。

2

4

10

12

### 本件の問題点

本件では、次の点で問題があると考えられます。

- ・危険な器具の扱いについて、十分に説明するとともに、使用している生徒を十分に監視していたか疑わしい点
- ・事故発生直後に適切な応急措置を施せなかつた点
- ・救急車ではなく、教員の自家用車で搬送した点

7

### (2) 休み時間中の事故

休み時間中に体育館で、ある生徒たちがバスケットボールで遊んでいた。そのまま近くで、別の生徒たちがキックベースボールで遊んでいた。そうしたところ、その生徒らが誤って衝突し、一方の生徒が床に頭を強く打ち付けた。

その生徒は、すぐに病院に搬送され、数針を縫う大怪我を負ってしまった。

その学校においては、体育館で遊ぶ際のルールが作られていないかった。

### 本件のようなリスクへの対処法

事故が発生してからどのように対処するかを考えていては遅きに失します。そのため、事前にこのような事態への対処法を考えておく必要があります。

具体的には、危機管理マニュアルの作成及びこの内容の教職員への理解の周知等が考えられます。

本件のように、看護教諭が不在の際に事故が発生する可能性もあるため、そのような事態も想定した上で、危機管理マニュアルを作成する必要があります。

### 休み時間中の事故も責任を負う！

生徒が学校の管理下にある間、学校は、生徒の安全を確保する義務を負います。学校の管理下とは、休憩時間に学校にいる場合も含まれることとなります。

そのため、休み時間中の事故といえども、学校が責任を負うことになる可能性は非常に高いこととなります。

5

6

13

15

## 本件のようなリスクへの対処法

本件における問題点は、次のようなものと考えられます。  
・体育館で遊ぶ際のルールが作成されていなかった点

例えば、体育館で遊ぶ際に用いることのできるボールの総数を決めておく、ボール遊びする際の注意点を生徒に知らせておく、体育館で遊ぶ場合に行うことのできるボール遊びの種類を決めておくなどのルールを作成しておくことが考えられます。

他にも、見張り指導を行うことなどが考えられます。

## 生徒同士の喧嘩でも責任を負う？

学校の管理下における生徒の行動については、学校側が保護者に代わって指導監督する責任を負います。そのため、授業中における喧嘩については、ほとんどの場合責任を負うことになります。

このように、学校の管理下において生徒同士が喧嘩をし、その結果、生徒が大怪我を負った場合には、損害賠償責任を負うこととなる可能性が高いと言えます。

17

## (3) 生徒同士の決闘

生徒AとBは、ここ数日、口論が絶えなかった。担任の教員は、同じクラスの生徒から、今にも大きな喧嘩が起きそうだということを知られていたが、子供同士の喧嘩ということで、特に注意を払っていないかった。

そうしたところ、ある日の放課後に、校門付近の学校外でAとBが決闘を起こし、その結果、Bは骨折するなどの大怪我を負った。

## 放課後でも責任を負う？

本件は、喧嘩が起きたのが放課後、しかもその場所は、校門付近の学校外の場所でした。

放課後であるということ、学校外で起きたものであることから、そのような場合にまで生徒を指導監督する責任が発生するとは限らないため、学校側が責任を負わない可能性もあります。

もっとも、本件の場合、喧嘩が起きた数日前から生徒同士のいさかいが生じており、偶発的なものではなかったこと、担任の教員が同じクラスの生徒から大きな喧嘩が起きそうと聞いていたにもかかわらず、当該生徒から事情を聞くなどの措置をとっていないなどとの事実があります。そのため、喧嘩の発生を予見することができたにもかかわらず、その発生を防止する措置をとっていないことから、学校側が責任を負う可能性があると考えられます。

18

## 生徒の様子に注意を払うこと

子供同士の喧嘩とはいえ、大きな怪我等に発展すると、学校側が責任を負うことになる可能性を否定できません。

そのため、日頃から生徒の様子をきちんと把握しておくとともに、場合によっては保護者とも密に連絡をとることなども考えられます。

## いじめの定義(文科省及びいじめ防止対策推進法)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人の関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

(文科省及びいじめ防止対策推進法による定義(平成25年度以降))

21

## 3 いじめ問題

### いじめの件数の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度※
小学校	34,766	36,909	33,124	117,383
中学校	32,111	33,323	30,749	63,634
高等学校	5,642	7,018	6,020	16,274

文科省による「平成24年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」を参考  
※平成24年度に認知件数が急増しているのは、大変ないじめ事件の影響でアンケート調査を実施する学校が増えたこと、いじめへの意識が高まったことなどが考えられる。

➡ 依然として、いじめは発生し続けている！

22

## 文科省等によるいじめの定義の注意点

文科省及びいじめ防止対策推進法によるいじめの定義は、生徒の主觀を重視したものといえます。教育的観点からすると、確かに望ましい定義であるとは考えられます。しかし、学校側に安全配慮義務違反等が認められるか否かの判断は、あくまで客観的に判断していくこととなります。

そのため、損害賠償等が問題になるケースでは、この定義にあてはまることが即損害賠償等となるわけではないことに注意が必要があります。

19

## 些細な喧嘩からいじめに発展した事例

生徒Aが、ある日、生徒Bと喧嘩していました。  
後日、Aが保健室に行っていました。Aから事情を聞くと、教室でふざけてもみあっていて怪我をしたとのことでした。

その後、Aの私物が隠される、ホワイトボードに大きく悪口が書かれれる、席が投げ捨てるなどの深刻ないじめに発展し、Aは不登校となってしまいました。

20

26

## 事実調査をどこまで行うべきか…

確かに、いじめの事実関係の調査について、無闇の生徒をむやみに疑ってしまうリスクや生徒との信頼関係を失うことをおそれて、徹底的に調査を行うことは難しいと判断することもあるかと思われます。

しかし、加害生徒と目される生徒に対して、強制や介入に及ばない程度に必要な監視、監督をとるべきであったにもかかわらず、そのような措置をとらなかつたとして、單に加害生徒を特定できないとして漫然と放置した学校に損害賠償責任を認定している裁判例もあります(横浜地判平成21・6・5)。

そのため、学校側としては、捜査機関ほど徹底的に行う必要がないとしても、ある程度は調査義務を尽くす必要があります。

23

## 生徒の言い分が違う…

事実関係を確認していくと、生徒同士で言い分が異なる、第三者の有力な証言等もないということも起こります。そのため、いじめの事実を確認できなかったという場合も考えられます。

しかし、そのような場合でも、単にいじめがなかったと決めつけるのではなく、引き続き注意深く見守るとともに、全校レベルで指導監督体制を整えることがいじめ防止の観点からは重要です。

24

30

## いじめ問題によるリスク

- ・被害生徒の自殺という最悪の結果になる可能性がある。
- ・いじめを受けた生徒のみならず、他の生徒にも深い傷を残す。
- ・いじめが発生した学校という評判が高まり、そこに入学する子供が激減する。
- ・学校側が安全配慮義務違反などによる損害賠償責任を負うことになる。
- 等

## いじめ問題においては、まず事実関係の確認を！

いじめ防止対策推進法第28条第1項では、いじめにより生徒の心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、またはいじめにより不登校になるおそれがあると認められるときには、学校は事実関係を調査する義務があるとされています。また、いじめに対して適切に対処するためにも、事実関係の把握は必ず必要です。そのため、まずは事実関係を確認することとなります。

27

## いじめを起こさないことが大事！

いじめ問題で重要なことは、いじめを発生させないことです。そのための予防が何よりも重要となります。

例えば本件のような場合、喧嘩をしている段階で、喧嘩の当事者から事情を聞く、怪我がないかを確認するなどのことを行なうことが考えられます。

その結果、当該喧嘩が偶発的なものであれば適切な指導を行う、背景に複雑な事情があるようであれば、他の教員とも連携をとる、生徒の保護者や他の生徒から事情を聴取するなどして、経過を観察していくべきです。

このようなことを行い、いじめに発展する前に食い止めることが重要です。

28

## いじめが起きてしまったら早期解決をはかる！

いじめが発生してしまったら、早期に解決することが重要です。

いじめが発生していると想料される場合には、事実関係の確認を適切かつ早期に行なう必要があります。

本件の場合、Aが保健室に運ばれた際、他の生徒や当事者からも事情を聴取するとともに、養護教諭からも怪我の程度や事情を聴取すべきです。その結果、いじめであると判断できる場合には、当該生徒を厳しく指導すべきです。

31

32

## 深刻な段階に発展してしまった場合には

墨ふぞけ、喧嘩の跡を超えて、黒板に墨を大きく書かれる。殴るなどの暴行を受けるなどの深刻ないじめに発展してしまっている場合には、学校等に民事・刑事責任が生じることを強く意図して行動すべきです。

本件でも、このような状況になっている場合には、加害生徒を無理に傷つけないという考え方も大事かもしれません。それ以上に、被害生徒に取り返しのつかない事態が発生していることを意識して、徹底的に学校全体で事実調査を行うとともに、加害生徒を個別に呼んで指導すべきです。加害生徒がそれでも反省しないようであれば、場合には警察に相談することも検討すべきです。

33

## 誠意を見せろと要求してくる事案

生徒Aの親が急に電話をしてきて、「お宅の担任のTがうちの子供をいじめている。どうしてくれるんだ。とりあえず誠意を見せてほしい。」と言ってきた。

そのことについての対応に苦慮していると、また電話がかかってきて、「うちの子供に体罰を加えたのにお宅は何もしないのか。このまま誠意ある対応をしないようであれば、こちらにも考えがある。」と言ってきた。

## ④ 保護者への対応方針を決定する

保護者のクレームの内容を把握し、それに応じて対応する事実関係を確認した後は、どのように対応していくかを決定することとなります。

保護者のクレームが正当なものであるならば、その問題について学校としてどのように解決していくか、どのように謝罪すべきかなどについて方針を決めることがあります。

保護者のクレームが悪質な場合には、保護者に対してどのように説明し、どのように不適な要求を拒絶していくかを決めることがあります。

## クレームを未然に防止するために

保護者からのクレームが発生する原因としては、保護者とのコミュニケーション不足が原因となっている場合が少なくありません。

日頃から、学校側が生徒の様子を保護者に伝えるなどのことを行っていくことが、結局のところ、クレームを少なくする方法となります。

43

## 4 クレームへの対応

34

### 保護者によるクレーム対応の手順

- ① 相手の話の内容を把握する。
- ② 組織として検討する。
- ③ 事実関係を確認する。
- ④ 保護者への対応方針を決定する。
- ⑤ 保護者へ対応する。

35

## ⑤ 保護者への対応

いつ保護者に説明をするか、どこで保護者に説明をするか、誰が対応するかなどを決めた上で、事実を説明し、対応していきます。

相手へ対応する際には、必ず複数で対応すべきです。

41

### ① 相手の話の内容を把握する

保護者などからクレームがきた場合には、まずは相手の話を聞いて、その内容を把握することです。その際、次の点に注意することとなります。

- ・いつ、どこで、誰がなどの5W1Hを意識し、後日に備えてメモをとる
- ・感情的にならない
- ・相手が何を要求しているか確認する
- ・あいまいな回答をしない
- ・安易に謝罪をしたり金銭を支払うことを明言しない

36

### ② 組織として検討する

クレーム対応は、個人で対応することになった場合、どんどん精神的な疲労がたまってしまいます。普段の授業などの準備に加えてクレームの対応までしていかなければならなくなると、メンタルヘルスに不調が生じかねません。

そのため、クレーム対応は、組織的に行なうことが重要です。

クレーム対応においては、まず学年主任などに報告することです。その場合、とりあえずは迅速に報告することが重要です。

42

## (1) ハラスメントとは

### 代表的なハラスメント

- パワー・ハラスメント(パワハラ)
- セクシャル・ハラスメント(セクハラ)
- アルコール・ハラスメント(アルハラ)

44

### 「誠意」とはなにか

本件では、保護者が「誠意」と言っているだけで、具体的な要求を明らかにしていません。そのため、保護者がどのような点にクレームをしていているのか、なにを求めてきているのかなどを明確にする必要があります。

仮に、これらについて明らかにするように質問をしても、はぐらかしたり、何度も誠意を見せると要求するだけであれば、悪質なクレーマーであったり、暗に金銭を要求してきている輩の可能性もあります。

このような場合には、毅然とした態度で対応することです。

37

### ③ 事実関係を確認する

相手の要求を把握し、クレーム対応のチームを編成したら、次に事実関係を確認していくこととなります。

方法としては、関係当事者の言い分を聴取していく、関係当事者以外でも当事者に近い人物から事情を聴取していく、客観的な資料がないか検討することなどが考えられます。

本件では、保護者の子供が体罰を受けたとのことなので、その体罰の有無、程度、理由などについて事実関係を確認していくこととなります。

39

### ハラスメントとは

#### Harassment

苦しめること、悩ませること

45

### パワハラ・セクハラによるリスク

- ・職場の秩序が乱れる
- ・教職員同士の連携がうまくいかなくなり、教育力の低下につながる
- ・学校側が損害賠償義務を負うこととなる可能性
- ・パワハラ・セクハラが発生した学校として、教育機関としての評判が著しく低下する

47

40

46

48

## (2) パワハラ

### 増加するパワハラ

職場上の個別労働紛争に係る相談件数(いじめ、嫌がらせ)			
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
39,405件	45,939件	51,670件	59,197件

※厚生労働省HP参照

➡ 年々増加傾向にある！

49

### パワハラが起きたら…

#### 1 事実関係の確認

当事者などから事実関係を確認する。その際には、被害者のケアやプライバシーへの配慮を忘れずに。

#### 2 関係者の処分

必要であれば、行為者などの関係者に対して、懲戒等の処分を行い、秩序を維持する。ただし、不当な懲戒処分にならないよう注意。

#### 3 再発防止措置

研修を強化するなどの方法をとる。

### セクハラとは

いわゆる「性的嫌がらせ」のことです。

セクシュアル・ハラスメントの類型としては、以下のようなものが考えられます。

#### 対面型セクハラ

相手の意に反する性的な言動にに対する反応に応じて、何らかの不利益な処分をすることなど。

例：男性的教員が女性の教員の胸等を触ったが、抵抗されたため、過大な業務を押し付けた

#### 環境型セクハラ

環境において、相手の意に反する性的な言動が行われることで、職員の能力の発揮に重大な影響を与えるような環境になっていること。

例：日頃から嫌や悪をねる。

### パワハラとは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為」  
(厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」)

### 一般の企業でも主要なトラブルの一つになっている！

#### 職場の3大→4大トラブル

- ①違法残業(残業代未払い)、長時間労働
- ②解雇・退職(リストラ)
- ③賃金不払い、労働条件切り下げ
- ④いじめ、パワハラ

➡ 対策の検討の必要性

50

51

57

59

## (3) セクハラ

### セクハラの防止のために

#### 1 職場の体制の整備

職場でセクハラに関する方針を制定し、開示する。

#### 2 職場の雰囲気作り

日頃から、コミュニケーションをしっかりととり、セクハラが起きていないかチェックする。

#### 3 研修の実施

例えは教員同士のディスカッションを行い、セクハラに関する意識を醸成する。

#### 4 相談窓口

可能であれば、フォローワー体制も設ける。

➡ 基本的に、パワハラの場合と同様

58

60

### パワハラの主な態様①

- ① 身体的な攻撃
  - 暴行、傷害
    - 例：壁に押し付けて胸倉をつかむ、木の角で頭を殴る等
- ② 精神的な攻撃
  - 脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言等
    - 例：大勢の前で必要以上に貶める、人格攻撃を交える
- ③ 人間関係からの切り離し
  - 無視、仲間外し
    - 例：一人だけ職場の暑き払い等について案内をせず、参加させない

### パワハラを行った場合の法的責任

- 刑事責任
  - 暴行罪、傷害罪、侮辱罪、名誉棄損罪等に該当する可能性
- 民事上の責任
  - 損害賠償責任
    - 数百万円もの賠償責任の可能性有！

53

### 事実関係の確認を

教員Aが同僚の教員Bに対してセクハラ行為をしているとの話が教頭のところにきました。そこで、教頭は、とんでもないことだと放棄し、すぐに教員Aを呼び出して、重い懲戒処分を検討すると告げました。

すると、教員Aは、このような事実ではないと反論してきました。さらに、このような根も葉もないことで懲戒しようとしたことについて、慰謝料請求も辞さないと主張してきました。

後に、事実関係を調査したところ、セクハラは、教員Bの思い込みによるものという結論になり、教員Aのセクハラ行為の事実を確認できませんでした。結局、教員Aは、職場に嫌気がさして辞職し、職場の士気も低下してしまいました。

➡ 事実関係を調査せずにいきなり懲戒にしようとしたことが、トラブルの原因。まずは事実関係の確認を！

55

61

63

### パワハラの主な態様②

- ④ 過大な要求
  - 明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
    - 例：必要なない書類の書き直しなどを命じる、仕事上必要な情報を与えない、その上で失敗を責める、苦手な仕事をわざとさせる等
- ⑤ 過小な要求
  - 合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること、仕事を与えないこと
    - 例：仕事を取り上げ何もさせない、別室に隔離すること
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること
  - 例：交際状況について過度に聞き込むこと等

### パワハラを防ぐために

- 1 職場での体制の整備
  - 職場でパワハラに関する方針を制定し、開示する。
- 2 職場の雰囲気作り
  - 日頃から、コミュニケーションをしっかりととり、パワハラが起きていないかチェックする。
- 3 研修の実施
  - 例えは教員同士のディスカッションを行い、パワハラに関する意識を醸成する。
- 4 相談窓口
  - 可能であれば、フォローワー体制も設ける。

54

### アフター5でも気を付けて！

職場外の飲み会で、性的な言動をした場合でも、職務に関連するものとして何らかの損害賠償責任を問われる可能性があります。

たとえば、お酒の席で、女性にお酒を強要してしまった場合にも、セクハラとして損害賠償責任を問われる可能性があります。

相手にとって、それが意に反する言動とならないかを常に注意することが重要となります。

56

62

64

### 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

個人情報の保護に関する法律第2条第1項

## 個人情報の流出の態様

- 1 通知表等、個人情報の入ったパソコンを持ちだした際に盗難にあう。
- 2 ファイル共有ソフトによって流出する。
- 3 外部からのウイルスメールによって流出する。

➡ 昔は1が中心だったが、近年は3の方法による流出が増えている。

## 個人情報流出を防ぐには

- 1 原則として個人情報の持出しを禁止する  
個人情報については、原則として持出しを禁止する。仮に持ち出す場合にも、管理表のようなものを用意し、いつ、誰が、どのような個人情報を何のために持ち出し、いつ返却したかを明らかにするようにする。
- 2 私用パソコンの持ち込みを禁止する  
私用のパソコンを職場に持ち込ませない。
- 3 研修の実施  
個人情報保護に関する研修を実施して、意識を高める。

## 個人情報が流出した場合の影響

- 1 被害の重大性  
一度個人情報が流出してインターネット上に公開されると、その情報を回収等するのは、著しく困難であり、生徒のプライバシーの侵害の程度は大きい。
- 2 損害賠償責任  
だいたいの相場として、一人当たり5000円～1万円程度。しかし、何十件もの個人情報が流出した場合、総額は小さくないものになる。また、生徒の病歴に関する情報が流出した場合、センシティブな情報であると考えられることから、さらに高額になる可能性が高い。
- 3 評判の低下  
個人情報の管理が松懈と考えられる可能性がある。そのような学校に通わせたくないと考える保護者も少なくない。

## 最後に

学校経営のあらゆるところでリスクはつきものです。そのリスクをゼロにすることは、残念ながら不可能です。  
しかし、リスクを把握して、その影響を最小限にすることはできます。  
これからの学校経営においては、このリスクマネジメントが非常に重要になってきます。

➡ どのようにリスクマネジメントを実践するかお悩みの場合には、弁護士に御相談ください。